

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

日 時 令和3年9月16日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月16日 午前9時00分

付託議案

（建設部）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第83号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（総合病院）

第85号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（議会事務局）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
〃	山下由美	〃	大畑利明
〃	林克治	〃	今井和夫

出席説明員

（建設部）

部	長 太中豊和	次	長 祐谷佳孝
次長兼建設課長	石垣貴英	次長兼上下水道課長	坂井高誉
次長兼北部事務所長	谷口宗男	次長兼水道管理課長	宮本雅博
建設課副課長	大田貴久	住宅土地政策課長	谷口浩二

住宅土地政策課副課長 小坂 崇雄
上下水道課副課長 山本 孝幸
水道管理課係長 大谷 広宜
北部事務所副課長 長尾 昌宏

住宅土地政策課副課長 池田 大千
水道管理課副課長 小池 信仁
北部事務所副課長 小椋 健一
北部事務所副課長 春名 良信

(総合病院)

副院長兼事務部長 菅原 誠
事務部次長兼新病院整備室長 船曳 浩尉
医事課長 牛谷 宗明
総務課財政係長 松下 一也

事務部次長 大前 和浩
事務部次長兼総務課長 大砂 正則
医事課医事係長 平松 るみ子
施設管理係長 小坂 嘉人

(会計課)

会計管理者 前川 満

会計課長 原 真弓

(議会事務局)

事務局長 小谷 慎一
議会事務局課長 清水 航一

議会事務局課長 大谷 哲也
議会事務局係長 小椋 沙織

事務局

事務局長 小谷 慎一
係長 小椋 沙織

議会事務局課長 大谷 哲也
主査 中瀬 裕文

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。本日の決算委員会を開会します。限られた時間
でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづ
らい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許
可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお
願いします。その際、マイクの先端が口元に向くように今のうちに準備願います。

また、委員の皆様をお願いします。

質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものであ
りますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、
よろしくをお願いします。

それから、論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、極力割愛するようにしてく
ださい。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて答弁を省略していただいて構いませ
ん。

それでは、建設部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分に
ついてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

それでは、お願いします。

太中部長。

○太中建設部長 おはようございます。ただいまから建設部に關します令和2年度決
算審査になりますが、よろしくをお願いいたします。

建設部に關します、令和2年度決算の概要につきまして、私のほうから御説明を
させていただきます。

建設部に關係する歳入決算額につきましては、一般会計が約20億900万円、公營
企業会計である上下水道關係特別会計が約49億4,400万円でありまして、合計約69
億5,300万円となります。

歳出決算額につきましては、一般会計が約43億7,400万円、公營企業会計である
上下水道關係特別会計が約62億4,000万円でありまして、合計約106億1,400万円と
なります。

令和2年度につきましても、平成30年7月豪雨災害の復旧を最優先に取り組むとともに、森林から創まる地域創生を旗印とし、取組を推進してまいりました。

主な施策として、道路網の整備では、市街地の骨格を形成する都市計画道路、山田下広瀬線の整備に着手するとともに、山崎中心市街地の魅力ある町並みづくりとして、路面の経年劣化が著しい山田門前線について、景観に配慮したデザイン舗装を実施しました。

また、市民生活において利便性の高い道路や橋梁の修繕を行い、生活を支える社会基盤の長寿命化を行いました。

さらに、通学路対策として、宍粟市通学路交通安全プログラムに基づいた安全施設整備を実施しております。

住環境整備、土地利用の推進では、移住・定住を促進するため、空き家バンク制度を初めとする定住相談窓口体制の充実を図るほか、森林の家づくり応援事業による支援を実施しました。

また、市営住宅中山台2号棟が完成し、入居者の良好な居住環境を整備しました。

最上山公園につきましても、紅葉等の植栽を行い、四季を通しての魅力増進につながる整備を実施し、誘客性の強化を図っております。

上下水道の整備については、水源の複数化を目指した水道水源確保事業が完了し、安定した水道水の供給が図れたほか、施設の老朽化した設備の更新及び水道施設改良事業による緊急連絡管等の整備を行うなど、災害に強いインフラ整備に取り組みました。

また、下水道では、市内の42処理区、41施設の維持管理を実施するほか、ライフサイクルコストの縮減を図るための下水道施設統廃合計画を策定したほか、山崎町内の内水氾濫防止のための雨水幹線の整備を進めるとともに、上下水道事業の将来にわたり、安定した事業運営に向け、事業の効率化並びに経営の健全化に努めました。

公共土木施設災害復旧工事の年度末における実施状況につきましては、総件数100件のうち、完了が98件となっております。引き続き工事の進捗を図り、全件復旧完了を進めております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策事業として、都市公園等のトイレ、手洗い自動水栓化及び水道加入全世帯への生活支援として、水道基本料金の減免を行いました。

以上で決算概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては御質問いただ

く中で担当より説明をさせていただきますので、御審査のほど、よろしくお願いたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

まず、八木委員。

○八木委員 おはようございます。私のほうからは、成果説明書のほうの86ページ、都市計画道路事業についてお願いします。

240メートル、幹線排水路工事を先行に、用地物件補償ですか、19件になっておりますが、予算が決算よりも8,600万円ほど少ないということで、計画のほうはちゃんと進んでいるのかどうか、お聞きいたします。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 それでは、お答えいたします。

決算が予算より8,600万円ほど少ないが、計画どおりに進んでいるのかという御質問だと思います。土壌汚染対策法に係る申請に時間を要しましたことによりまして、工事費等を6,300万円、令和3年度へ繰越ししております。

また、委託料、用地購入費、物件移転補償費を合わせて2,350万円を不用額としております。この不用額につきましては、用地買収、物件移転補償の契約に至らなかった部分であります。

事業が計画どおりに進んでいるのかについてでございますが、令和3年度への繰越予算で現在も工事を行っておりますが、イオン南側から中国自動車道までの約240メートルの工事を現在行っております。

県道宍粟下徳久線との歩道整備との兼ね合いもございますので、不確定な部分もございますが、現在は順調に進捗していると考えます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 先ほど用地のほうがちよっとまだ進んでいないということ伺ったんですけども、令和3年度、これはいつまででしたか、令和7年度まであるんですけども、それまでにはちゃんとできるのでしょうか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 現在も残りの地権者の方と用地交渉は進めておりまして、おおむね了解の方向では進んでおります。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 なるべく僕もあのあたりはよく通りますので、できれば計画どおりに進めていただいて、順調に工事が終わることを願っております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、同じ事業で、山下委員、お願いします。

○山下委員 同じく都市計画道路事業で質疑をさせていただきます。

令和2年度は幹線排水路工事を先行させたというように説明してくださっておりますが、洪水被害の軽減がどのくらい図られたのかをお尋ねいたします。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 工事を効率的に実施するため、道路改良工事と併せて幹線排水路工事を行っております。

事業の進め方といたしましては、道路整備より幹線排水路整備を優先してほしいという地元の意見もございますので、浸水対策としての幹線排水路整備を優先しながら道路改良工事を進めております。

被害の軽減につきましては、幹線排水路がまだ全て下流側とつながっておりませんので効果は出ておりませんが、幹線排水路が完成することにより、イオン南側周辺の浸水被害の軽減につながると考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 確かに住民の要望を考えてくださっての計画というふうに理解しております。そこで、効果がまだ出ていないと言われましたところの説明を、こういったところからかというようなこと、ちょっと分かりにくかったので、すみませんが、もう一度よろしいでしょうか。

○神吉委員長 どれくらいの効果が出るのかということも含めてお願いします。

石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 今、工事をしております排水路が全て川までつながってしまいますと、今、降った雨がそこへ流れるということで効果が現れるのですが、現在はまだ途中なので、その効果がまだ出ていないということで、ちょっとどれくらいということについては面積なのか、金額であるのか、ちょっと分かりませんが、金額についてはちょっと不確定な部分がございますので、面積についてはまた後日回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 八木委員のちょっと関連で質問させていただきたいんですけども、山田下広瀬線の事業目的は、要は市街地の中の交通渋滞を解消していくのだということに着手されていたと思うんですけども、この事業スパンでいって、令和7年までかかるということ、これも見込みでまだ本当にそれで供用開始できるのかどうか非常に微妙なんですけれども、その辺の事業の投資効果と進捗、それで、その先までかからないと完成できないのかということ、ちょっと事業目的からして遅いなというふうに感じているわけなんですけども、これが今のこのスピードが渋滞緩和の役割を十分果たしていくということをお考えなのでしょうか。特に中国道から南部がこれからまた大変な工事になっていくんじゃないかなというふうに思うので、そのあたりの考え方をちょっと教えてください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 都市計画道路の目的として、市街地の骨格を形成することにより円滑な総合アクセス及び交通渋滞の緩和が図れるとなっておりますが、これは全ての都市計画道路が完了すればのことでありまして、山田下広瀬線だけの完了では渋滞への緩和効果は小さいとは考えます。しかしながら、利便性や経済効果につきましては、沿線に商業施設やアパート等がありまして、そこを結ぶアクセス道路の役目も果たしておりますので、完成することにより地域の活性化は図れると思います。

今、言われました、このスピードでできるのかどうか、その辺のところは、予算的なこともございますけども、そこを目指して頑張りたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 道路の骨格形成という意味では、全体の都市計画道路になるんやけど、その中でも優先的にこの道路を手がけられたというのは、国道29号の渋滞緩和とか、いろいろそういう事情があったり、それから、商業施設へのアクセスとか、いろんな要素が絡んでおったと思うんです。それで、ここが優先的に工事が始まったと思うので、一番南まで完了しないとこの役割が果たせないのか、一旦中国道のところでその役割を果たそうとされるのか、そのあたりもちょっとお聞かせください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 現在、イオンの南側から中国道のところ、高架下まで工事を進めております。それで、現在の工事が終わりましたら、今の予定では、今やっておる工事箇所の舗装のところまで完成して、イオンの南から中国道のところまでは幹線断面で供用開始をしていきたいと考えておまして、部分的な供用開始がちょっとずつできていけば、ちょっとでも効果は上がるのかなと現在は考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、次の事業へ、八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません、続きまして、また説明書の87ページの橋梁長寿命化事業について伺います。

判定Ⅲが74橋で、修繕がこれまで15橋、令和元年までに完了している12を入れて15橋になっているんですけども、あと設計業務が17橋であります。このスピードで判定ⅢがⅣの段階になるまでには修繕が全て終了するのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○神吉委員長 大田副課長。

○大田建設課副課長 御質問の現在の修繕進捗状況でⅣ判定の段階になるまでに修繕を終了するののかとの御質問ですが、判定Ⅳとは緊急に措置を講じるべき状態であり、現在、Ⅳ判定の橋梁はありませんが、Ⅲ判定の工事未着手橋梁については、令和元年度より兵庫県まちづくり技術センターと協定を締結し、道路橋点検士などの資格を有したひょうご橋守隊の無償点検の支援を受けております。

令和2年度においては、Ⅲ判定の工事未着手橋梁について、市職員とひょうご橋守隊と合同で経過点検を行い、Ⅳ判定となるような橋梁はありませんでした。

今後、経過点検によりⅣ判定の橋梁となった場合には早急に対応していきます。また、Ⅲ判定橋梁については、令和6年度には全ての修繕を完了する計画で事業を実施しております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すみません、判定Ⅲでもかなりの差はあると思うんですね、ⅡからⅢ、ⅢからⅣ、Ⅲのほうでも結構Ⅳに近いとかいうのがあると思うんですけども、その橋を修繕していく、Ⅲの修繕をしていくという順番というのはそういう感じで決められているのか、それとも、地区、地区でそういう修繕をしていかれているのか、ちょっとお聞きいたします。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 優先順位についてでございますが、国、県の指導によりますと、Ⅲ判定の橋梁修繕については点検年度の早いものからしなさいという指導を受けております。しかしながら、市としましても通行者が多い橋梁やバス路線、通学路等を優先的に実施してまいりたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それでは、主要施策の成果説明88ページ、移住・定住支援事業についてお伺いしたいと思います。

あと、事業ごとには説明が後ございますので、まず、全体の移住の状況を教えてくださいたいというふうに思います。

令和2年度で、宍粟市への転入者が何名あったのかということと、市内での異動の状況ですね、転居の状況、それらがどのようになっているのかというのをお伺いしたいと思います。

また、移住世帯数で、旧町別に数字が把握されておれば教えてくださいたいと思います。

最初に全体の質問をさせていただきます。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。令和2年度宍粟市への転入者数は625名、市内転居者は741名となっております。

2つ目の質問の移住世帯数、旧町別令和2年度の数字でございます。

山崎町が17世帯、一宮町が6世帯、波賀町が1世帯、千種町が6世帯、合計30世帯となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その625名という全体の転入と、世帯で言われたので、ちょっと人数のところはもし分かったら教えてもらいたいねんけど。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 転入の世帯数は30世帯で、この人数につきましては76名となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その625とその76名というのは随分数字が違うんですけど、少しその内容説明をいただけますか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 625名というのは森林の家づくりに関係なく、宍粟市のほうへ転入されてこられた人数という、住基上の人数でございます。76人というのがこの施策上で、うちの担当課が実施している中で転入されてこられた人数といったところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 森林の家づくり事業の施策という意味でですか、それに特化されているんですか。じゃなくて、あとそれぞれの事業との関連はまた後で聞きますので、転入者、移住者というのが各町ごとにどういうふうに移住されてきているのかというのをちょっと全体的に見たいんですけど。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 先ほど申したのは、住宅土地政策課が把握しております、森林の家づくりの事業で転入されてきた方と、空き家バンクを通じて転入されてきた方、その数字が30世帯、76名というふうになっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 転入者としての町別に何人入っているというのは把握されていない。

○神吉委員長 大畑委員、全体の世帯数ですか。

○大畑委員 転入者。

○神吉委員長 転入、全体の転入ですか。

○大畑委員 宍粟全体で625名です、どちらでもいいんですけど、人数についてはいいんですけど、旧町内でどういう状況なんやという。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 申し訳ありません。人数のみしか現在のところ把握できていませんので、世帯まで、申し訳ありません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 旧町別では分からないんですね、人数でも。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 世帯の転入をちょっと把握、今日はできていません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 世帯でも人数でもどちらでもいいんですけど、旧町ごとにどういう転入状況かというのを把握されていないわけやね、全体として。建設部が担っておられ

る施策でどのくらい旧町別かというのはつかんでおられると思うんですけども、それが全体としてどの程度の配分、割合になっているのかということが見えないので、そのあたりをちょっと知りたかっただけなんですけど、それは分からないですね。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 すみません、失礼します。ちょっと言われますように、人数把握はできていないところで、宍粟市全体で、施策というのは空き家バンクの関係で、あと住宅取得といったところなんですけども、空き家バンクの関係で20世帯、それから、住宅取得の関係で10世帯、合わせて30世帯入ってこられていただいているところなんです。

今、ちょっと把握しておるのは、その世帯、30世帯が旧町単位でどこに入られておるかまでのところしか、ちょっと今日は把握はちょっとしていないといったところなんです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 何で聞いているかといいますと、山崎とか、中心だったら、自分で家を建てたり、あるいは、空き家バンクを活用したりということで転入される場合があるかもしれませんが、それ以外にもアパートに住まれるとかという形とか、自分でまた空き家バンク登録ではない物件を通じて入ってこられるという、いろいろ宍粟市にどういう状況で転入されて、どういうお住まいをされているのかということちょっと把握したかったということなんです。そこは分からないということなんです。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 申し訳ございません。その転入625名、言われるように、いろんな内容で転入されてこられているかとは思いますが、ちょっと私ども、当課で把握しているのは先ほどの30世帯までといったところなんです。

○神吉委員長 続いて、八木委員。

○八木委員 すみません、私も同じ事業なんですけども、いただいた資料請求分のほうの資料の5ページのところなんですけども、森林の家づくりの応援事業補助金ということで、実績、内訳とあるんですけども、平成30年から少しずつ新築なり、市内事業者の活用とかが減ってきて、補助金の額も減ってきているんですけども、これの数が減ってきているという検証とか、何かなされているのでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。決算額が年々減少しているような理由といったところがございますけれども、新築の着工の件数が減少しているのが一つ原因があるのかなと考えております。

これにつきましては、兵庫県内の各市町の状況を見ましても同様に減少をしております。一つの原因としましては、コロナ禍の影響により、住宅展示場等への外出を控えられ、また、商談等にも影響したのかと考えております。

また、市内業者活用の数につきましては、市外にありますローコスト住宅を提供する工務店での建築が若い世代においては人気を集めている傾向も考えられるのではないかと考えております。

しかしながら、市内事業者からは、当事業での市内の業者で建築される件数は制度開始前よりも確実に増えてきておりまして、当事業による支援は市内業者の大きな武器となっていると、こういった評価もいただいております。市内経済の好循環ももたらしているというような認識をしております。

○神吉委員長 以上、よろしいか。

続いて、今井委員。

○今井委員 今、大畑委員のほうから聞いてもらったんですけども、全体は、私は旧町単位の数がそれぞれのところで知りたいなというところを思っていたんですけども、全体はちょっと今は分からないということで、とりあえず、そんならここで、森林の家づくりを使って入られたというか、使われた方が10世帯ということで、そんなら、そこの旧町の数字だけでもとりあえず教えていただけますか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 10世帯の転入の内訳ですが、山崎が10、一宮が1となっております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 山崎が10で、一宮が1で11。ということは、森林の家づくりを使って入った人は11ということですか、先ほどは10と言われましたけど。

○神吉委員長 数字、出ますか。

池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 申し訳ありません、年度の絡みがございまして、カウントのところ、実際は令和2年度に転入、移住してこられておるんですが、森林の応援事業で支出したのは翌年度であったり、前年度であったりというようなこと

ろで、若干一つの世帯が食い違っておるといところでございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。別に細かいところまでいい、いいというわけじゃないんですけども、大きな流れをちょっと知りたいので聞かせていただいているんですけども、ということは、やっぱりあれですね、森林の家づくりという形で、いわゆる新築、これは改修もあるとは思んですけども、そういうところでは山崎のほうで使われているのが中心やということですね、北部のほうではこれはほとんど使われていないといところでよろしいですか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 転入者に限ってはそのような傾向でございます。

ただ、転居の数値も御報告させていただきますが、森林の家づくり支援事業で住宅の取得数は全体でいきますと71件ございまして、そのうち山崎町が61、一宮町が6、波賀町が2、千種町が2と、転入、転居合わせてこのような数字になっております。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか、転入と転居。

ありますか。

今井委員。

○今井委員 最初に言われた10と1というのは、転入というのは、要するに市外からの転入ということですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 市外からの転入世帯数といったところですよ。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、大畑委員。

○大畑委員 森林の家づくりなんですけど、私も、転入11は分かりました。それから、山崎10と一宮1ということで分かりました。転居の60については、今全体を71でおっしゃったので、60の内訳をちょっと教えていただけますか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。60件の内訳でございます。

山崎町が51件、一宮町が5件、波賀町が2件、千種町が2件となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これの成果についてはどのように捉えておられんかということなんですが、それぞれの目標というのはちょっと見えてこなかったのであれですけども、転入の11に対しての評価はどのようにされているのかということと、それから、転居、どうしても山崎のほうに市内の異動がこの事業によってまた促されていると違うかという心配もあるんですけども、その事業についての評価をどのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

それと、このことで市外への転出が防げているのかどうか、そのあたりもどのように検証されているのかというのを、何か根拠があれば教えてください。

それと、もう一つの目的として、森林の家づくり応援でもって、宍粟材、地域材の活用を促していこうというのもありましたが、実績が少ないように思うんですけども、このあたりはなぜこのようになっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 根拠と言われますと、ちょっとそこまでの資料が本日もないんですけども、ちょっとそういった受付をしている中での感覚のお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。転入11につきましては、この事業によってそういった活用を一つアピールできている中での転入の一つの効果かと考えております。市内転居60ということでございますけれども、こういった補助事業を使うことによって、市外で家建てられようとか、市外のほうでそういった生活を始めようかなといったところにおいても、いやいや従前から住み続けている宍粟市内でそういった恐らく世帯分離といった形になるんかと思うんですけども、市内にとどまって家を構えて、そこで生活を新たに始めて、地域の活性化にもつながっているのではないかなといったところの、感覚ではございますけれども、そういったところでの効果が出ているのかなと考えております。

それと、地域材につきましてはなんですけれども、どうしても地域材の活用につきましては、地域材等を使用した住宅は高額なイメージがちょっと先行しているのかなと思われま。住宅を購入する多くの方は、大手ハウスメーカー等が販売する高機能住宅やローコスト住宅を求める傾向がございます。そのような傾向がある中で、宍粟の森林で育った木材で1棟でも多く家を建ててもらいたいとの思いでこの制度を設けておるところでございます。

令和3年度からは、地域材の補助額をこれまで最大20万円から最大40万円にかさ上げし、また、少量の使用でも立米数に応じた支援が行えるように制度を改正して

おり、当市の最重要資源である森林の活用をさらに推進したいと考えております。

制度開始年度の平成29年度におきましては、地域材の利用は3件でありましたが、平成30年度には7件、令和元年度には11件、令和2年度は8件、令和3年度の本日時点でございますが12件の申請が出てきており、徐々にではあります、制度も浸透してきており、今後、さらなる増加を期待しているところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。根拠というのは非常に難しいというふうにおっしゃったんですが、もう平成29年度から結構利用者、多いですから、もう400以上になっているのかな、400までいかないか、4年間で平均が70ぐらいですから、300件近くの方がこの事業を利用されているわけですから、この事業が転入のある程度インセンティブが働いたのかどうか、そういうあたりはまた利用者に聞き取りするとかいうことは可能だと思うんです。だから、この事業がどれだけの役割を果たしているかみたいところはまた確認いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 御指摘のとおり、ちょっと検証というか、そういった成果の捉え方の方法については再度、今後検討していきたいと考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、津田委員。

○津田委員 同じところで、森林の家づくり応援事業による市外からの転入、コロナ禍で密から疎に目が向く中、どのような、令和元年からどれくらい変動があったのか、その辺をちょっと説明をいただきたいのと、これは総務のほうでも言ったんですけど、やはり光ケーブル、市内にこれだけ予算をかけてやっていて、やはりそういったところも含めて、どういった広報を行って、転入者を呼び込もうとされたのか、その辺、令和2年度の動きとして聞かせてください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。市外からの転入が伸びていないとの御質問でございませけれども、森林の家づくり応援事業は新築住宅への支援ですので、コロナ禍といった理由で即座に数値に反映しにくいかと思われれますが、令和3年度に入りまして、既に15名の方が転入して、新築される計画書を提出されており、当事業につきましても順調に推移しているものと捉えております。

また、当事業の広報につきましては、住宅金融支援機構と連携した取組でござい

ますけれども、令和2年度は読売新聞朝刊、近畿2府4県、約155万部、これを2度、10月、2月に広報掲載をしております。

なお、光回線につきましては、電気や水道と同様に、既に普及しているインフラ整備となっており、特段の広報は行っていないといったような状況でございます。

光回線の整備状況は、兵庫県が平成29年9月に発表している数字でございますけれども、県内の世帯カバー率99.8%となっていることですが、空き家バンクの問合せにおきましては、これはよくお尋ねされる項目でございます。大阪等での移住相談会におきましては、市内全域で光回線が使えると、こういったPRはいたしておるといったところでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 この地方移住に関して、やはりこの光回線が来ているのかどうなのか、そういう問合せは非常に、私も以前本を読んでいて、ああ、そういう感覚があるんだなというのを私も見ていたんですけども、そういったところも含めて、やはり地方だから入らないみたいなのという感覚がすごいあるみたいなんです。そういった部分で含めてどういった広報をされたのかなというのがすごい気になってまして、そういったやはり地方だから入らないみたいなの感覚、都市部の人ってすごいあるみたいなんです。そういった部分も含めて、ちゃんと地方だけ入っていますよという広報がされているのかなという部分でちょっとお聞きしたんですけども、先ほど今年度入って15件の問合せがあったという話だったんですけど、令和元年からの比較だったらどうなんですかね、この転入世帯数というのは。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 令和元年度は転入13件でございます。令和2年度が転入11、それで、先ほども課長のほうから言いましたとおり、令和3年度は既に15名の方が転入予定というようなことで受付させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、今井委員。

○今井委員 それでは、先ほどのところとも関連しますが、空き家バンクのほうをお聞きします。

空き家バンクで、まず、私もちょっと旧町にこだわるようなんですけども、旧町単位での登録者数ですね、登録者数がまず旧町単位でどの程度、何件ずつあるのかということと、それから、先ほど成約数が20件と言われました。それで、ざっと計算し

たら山崎が7で、一宮が5で、波賀が1で、千種が6、ちょっと20にならへんのですけども、このあたりの旧町単位での成約数の数をもう一遍言うてください。

それから、あと空き家の改修の支援があると思うんですけど、その辺も実績の件数を同じように旧町単位で分かりましたら教えてください。

以上です。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 すみません、20というのは移住者の世帯数といったところになってきますので、今からちょっと空き家バンクの登録件数、こちらはまた空き家バンクとしての登録、令和2年度旧町別の関係でちょっと説明をさせていただきたいと思います。

空き家バンク、令和2年度旧町別の登録件数でございます。山崎町が25件、一宮町が10件、波賀町が3件、千種町が4件、合計42件、令和2年度新たに登録物件があったといったところでございます。

続きまして、空き家バンクの成約件数、こちらの旧町別の令和2年度の実績数値でございます。山崎町が24件、一宮町が12件、波賀町が9件、千種町が5件、合計50件となっております。

それと、空き家改修支援事業、旧町単位での実績数値でございます。こちらのほうが、山崎町が8件、一宮町が1件、波賀町はゼロ、千種町におきましては3件、合計12件となっております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。新規の登録者数が最初言われた合計42件だと思うんですけども、それも含めて、現在の全部の登録者数というのは旧町単位で分かりませんか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。空き家バンクのほう、平成22年から開始しておるんですが、それまでの合計を旧町ごとにお答えさせていただきます。

山崎町が、ごめんなさい、すみません、平成22年から空き家バンクさせていただいておるんですが、本日、持ち合わせておるのが平成27年からの合計数値のみなので、その数値をお答えします。

山崎町128、一宮町69、波賀町29、千種町31、これが平成27年から令和2年度までの数値でございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、今、言われた数値が、要するに、私が今聞きたいのは、ホームページを見て、今、ざっと出てくるその件数が何ぼなのかなと、今、登録されている現在の件数が分かったら。もう途中でやめたという人もおるでしょうから、今の件数が分かったらいいですけど、大体それと同じような感じですか、今言われたのが。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 すみません、今現在登録でホームページに公開しておるのは50件程度です。申し訳ないんですが、その内訳については現在、持ち合わせておりませんので、また後で必要でしたら提供させていただきます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員、それをもって質疑をお願いします。

○今井委員 すみません、今、50件と言われました。成約件数が全部で50件と言われました。ということは、成約をされたら消えますよね、ということは、それも合わせて100件ぐらいなところが令和2年の初めには、前後あるでしょうけども、大体はあったかなという、そういうようなところというふうに解釈してよろしいですか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 令和2年度の状況で申しますと、年度当初には70件の物件がございました。その中から、その中というか、それプラス令和2年度において、新しく新規に42件が登録されております。令和2年中に50件が成約したというような状況となっております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

津田委員。

○津田委員 同じ移住・定住の空き家のところでは。

こちらにも表が出ているんですけど、空き家バンクの登録数が令和元年から2年にかけてちょっと落ちていると。そこについて、どのような、令和2年度どのような取組をされたか、その中で伸びていない部分の課題をどう捉えているのか、その辺を聞かせてください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 取組についてでございますけども、従前からの取組となりますけども、固定資産税の納税通知書、送付用の封筒の裏面に空き家バンクの広報

を掲載させていただいております。この方法が唯一市外にいらっしゃる空き家所有者にも周知できる方法であり、平成27年度より継続して取り組んでいるいたるところでございます。

また、宍粟市のホームページやラインで、当市空き家バンク成約件数が全国3位になったことを周知し、宍粟市の空き家が売れるという、こういったことのPRをさせていただいております。

登録件数は令和元年度54件と比べ、令和2年度は42件と減少いたしました。登録数においても全国県下トップクラスの数値となっており、引き続き1件でも多く活用できる空き家を登録いただき、空き家バンクの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 その話、従前からやられている話ですけど、例えば令和元年から2年にかけて新しく取り組まれた内容とか、そういったものはあるんですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 新たにということとはこれとって正直ないんですけども、従前の施策を続けていくことによって、徐々になんですけども、やはり登録件数がほぼ減少といっても横ばいにずっときておるんで、そういった登録がずっと継続していくということとはこれがいよいよ効果が出てきておると。併せてやはりそれが売却、地域の中でそういった売れたとか、そういったのが地域的に広がっていくことによってやはり私も登録してみようかなとか、いよいよ持っておったけども、ちょっとそっちのほうへ登録を考えてみようかなということが、今ちょっと効果が出てきておるのではないかなという段階かというふうに考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、垣口委員。

○垣口委員 同じく移住・定住支援事業で、空き家の改修支援事業として、改修工事費の一部を支援されておりますけども、これって1案件につき、支援金の上限なり、割合があったのか、改修される箇所によってはかなり金額が違ってくると思うんですけども、そのあたりの上限とか設定はあるのでしょうか。

以上です。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 補助金額は、空き家バンク登録物件の場合、上限50万円、その他空き家バンクに登録していない物件で、宅地物件取引業者が媒介したものに

つきましては上限25万円を補助しております。補助率につきましてはいずれも3分の1といったような形での事業となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと事前質疑を出していなくて申し訳ないんですけども、いわゆる市内の空き家というのは相当発生件数がスピードが上がってきていると思うんですが、その中の活用ということでこの取組もされていると思うんですけども、民間も含めてあると思います。全体の発生状況と、こういう空き家を活用している率みたいなものは把握はされているのでしょうか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 空き家の把握につきましては、一応現在のところ5年ごとにさせていただくということで、前は平成30年度にさせていただいておりますので、令和5年度に向けて、その調査できたらなというふうに思っております。以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 今、おっしゃったのは、民間の活用も含めてということですか。その空き家がどれだけ増えていっているかという、空き家の実態と、それから、その活用がこの制度や民間の成約なんかも含めてどれだけ空き家の解消につながっているのかみたいなことが5年ごとということですか、調査が、毎年やらない。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 空き家の実態調査が5年ごとでして、それ以外の今言われたようなことは現在のところできておりません。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか、関連ですか。

今井委員。

○今井委員 すみません。去年の契約数が50件ということで、本当によく頑張っていると思うんですよ。空き家バンクがそれこそ全国的にも宍粟市の有名になってきてという、頑張りの結果だと思うんですけども、これは年間50件、こういう形で入ってくるということは非常に宍粟市にとっても大きな値だと思うんです、これからも。それを増やしていくための今さっき言われました助成があるとか、あとフォロー体制ですね、入った後のフォロー、そのやっぱりあかんかったというようなうわさが流れたら、またこれぼしゃってくるので、フォローも大切だと思うんですけども、そのあたり課題とか、そういう今後こういうことをやっていきたいとか

というふうに感じておられることがあったら教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。やはり空き家バンクのほうでも、全くトラブルがないというのは、住民同士のトラブルがないというようなことはないんですが、いうたらあるということなんです、そういったケースにつきましては、定住コーディネーターという者を1名雇っておりますし、我々職員が仲介してうまくいくケースございますし、やはりそれで諦められて、違うところにまた移られるといったケースもごく僅かですがあります。

しかしながら、先ほども定住コーディネーターが念入りに移住後も訪問して、何か問題ないですかというような、ずっと回って意見を聞いたり、こうしてほしいとか、そういうことをいろいろと意見を吸い上げて改善のほうを図っておりますので、極力トラブルのないような、現在体制が整ってきておるといふふうに認識しております。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいね。

垣口委員。

○垣口委員 関連で。空き家バンクに関してなんですけども、山崎町の旧町内、本当に町なかでもかなり空き家が増えているという状況になっております。バンク登録に対して何か取組を現在されているのでしょうか、簡潔によろしく願いいたします。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 旧町内の空き家につきましては、なかなか空き家バンクには登録されておられません。というのは、旧町内でありまして、やはり民間取引が可能だというようなところで、空き家バンクには載せずとも、民間の不動産業者で売買されるといったケースが多くございまして、そのあたりも不動産業者とも協力しまして、相談に来られたら空き家バンクにも掲載したらどうかなというような連携をとりながら、そういった町内の物件についても徐々になんです、増やしてきたような状況でございます。

以上でございます。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 今、言われましたように、そういう民間の不動産屋さんとの絡みもあると思うんですけども、かなりのドーナツ化現象いいうんですか、もうひどいような

状態に現在なっています。そういう中で、市としてもそういう空き家バンクへの登録というんですか、PRですか、をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 続いて、津田委員、お願いします。

○津田委員 続きまして、同じ移住・定住支援の中の通勤通学の助成事業です。

この事業、通勤通学助成の事業ですけども、5年だったかな、制度の見直しも考えていくということですからずっと続けられているんですけども、平成27年から通学助成、特に通学のほう、助成を行った人で、これが定住に結びついているのかなど、その辺の検証はどうされているのか、令和2年度どういうふうな検証をされたのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。通勤通学助成事業、こちらのほうの途中経過ではないですけど、こういった状況ですということでの説明をさせていただきます。

当事業は、平成27年度からこれまでの通学助成を行った実人数47名となっております。そのうち9名の方が市内、もしくは近隣の企業に就職され、現在においても引き続き定住していただいております。

当制度は、平成27年度に開始し、令和2年度で6か年が経過いたしました。引き続き実施するかどうかの検証を行い、担当課としましてはこれまで9名の方が定住に至り、また、市外に転出された方につきましても、アンケートにおいて、この制度で4年間大学に通うことができた。一旦は市外に出るが、いつか戻ってきますといった郷土愛も生まれてきておりました。この制度で一人でも多く宍粟市にとどまってもらいたいとの思いで、令和3年度以降につきましても継続して取り組むこととし、制度を定着させ、市民の方が安心して制度を活用できるように努めてまいります。

○神吉委員長 よろしいか。

津田委員。

○津田委員 47名のうち9名を多いととるのか、少ないととるのか、その辺がすごい難しいところだと思うんですけども、この先、その人たちがずっと定住してこちらで子育てしてくれるとか、そういうのに結びつくのであればいいと思うんですけども、それがまた本当にこの9名、そこの検証ってすごい難しい部分だと思うんですけど、これが本当に公平性を保たれているのかという部分で考えると、その辺は今の現時点として、課題としてはどう捉えられているのかなと思うんですけども。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 この部分についての検証というのは、非常に難しく、事業を使われた方が現在定住されているかどうか、これだけで検証を行っていいものなのか、そこが非常に難しいところでございます。

一つ、この事業は、子どもさん、学生さんの選択肢が広がる事業でもあるかと思えます。従来であれば、町のほうへ、そういった生活関係をもって、大学等へ通うとか、そういったことになっておったかと思うんですけども、それが一定の通える範囲で行けるのではないか。アンケートの中でもありましたように、そうやって4年間通うというのは大変だったと思うんです。それをやり遂げた上で、現在も市内、市外へ出たとしてもまた戻ってきたいとか、そういうふうに思っていただけ、そういった方々がこうやっていただくと、それがいつ何年後に帰ってくるのか、宍粟市においてはこういった事業の中で、こういったことで私は現在に至っておると振り返ってもらえるようなときというのは、やはり相当年数がかかるのかなとは考えております。

ちょっとそこがやはり検証の非常に、言われますように難しいところで、現在の数値だけでいいのか、やはり未来的なそういったところ、そういった方々を育てて、将来の移住へつなげていくのか、非常に難しいところではあるんですが、アンケート調査の内容からちょっと考えますと、現在、当課としてはこの事業を続けていって、選択肢を広げて、皆さんへこういったこともできますよというアピールをしながら、そういった移住・定住、将来に向けてもそうなんですけども、推進していくほうが適切かなと、こういったことで判断し、令和3年度も継続しているといったところでございます。

○神吉委員長 関連の質疑が続きますので、これで次の担当に移らせていただきたいと思うんですけども、まだありますか、質疑が。

津田委員。

○津田委員 この公平性の部分でいうと、通勤なんか、例えば遠距離だったらやりやすよと、例えば市内に住んでいる人からすると、近距離の補助はせえへんのかという意見も当然あってしかるべきだと思うんです。その辺の声とかはあがってきていないのか。例えば姫路とか、たつのか、この近辺の例えば高速代の補助とか、その公平性ってないんですかというような声はあがってきていないんですか、その辺は。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 特にそのようなお声はお聞きはしていませんが、これまでやはり高校生の支援であったり、もっと西播磨の大学とか、中播磨の大学、そういった方にも支援したらどうかというようなお声をいただいております、いろいろとそこは検証してきておるんですが、やはり財政の問題もありますし、莫大な、距離を近くすると、対象者も莫大な数字になるというところで、当初の西播磨、中播磨以外に通う大学生、通勤者といったようなことで引き続きさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 それでは、同じところで、大畑委員。

○大畑委員 ほぼ先ほどの津田委員と同じ視点なんですけども、費用対効果という意味で考えていく必要がぼちぼち来ているのかなというふうに思うんですね。一番流出が多い姫路とか、この近辺の補助は別として、少しでも遠くの人への定住につなげようということではまったんですけど、実際遠距離通勤、通学は、利用されている方はどこに勤めておられるんですか、どの町。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 令和2年度におきましては、神戸市4名、尼崎市へ1名といったような状況になっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それと、6年経過しておりますので、制度が始まって大学生はもう卒業生が出ていますよね、もう2年目になるのか。ですから、大学生、通勤のほうじゃなくて通学補助をしてそれが定住につながったという事例はあるのでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。卒業後ということでちょっと報告させていただきます。

卒業後の定住実績につきましては、これまで9名の方が宍粟市内や近隣市町の企業に就職され、市内に定住していただいております、一定の効果が出ているというふうに考えております。

また、令和2年度のみの実績ですと、3名の卒業者のうち2名が市内に定住されておるといったところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました、どう見るかですよね、この数字を。それで、まず、一つは定住につながっているかという問題と、それから、もう一つは、この補助金を出

している対象者、市民の中で私は一部にすぎないというふうに思っているんですね。というのは、山崎より北部の方々が遠距離通勤ができるかと、なかなかできないと思うんですね。一応市内でこれを利用されている地域というのは、山崎以外で利用されている方はあるのでしょうか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 大部分が山崎町となっておりますが、過去には波賀町で2名の方がいらっしゃいました。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 多分相当難しいだろうと思うんですね。ですから、言われましたように費用対効果とかいうこととか、あるいは成果は出ておりますけども、本当に皆さんに焦点が当たった税の投入なのかというのは十分検証いただきたいなというふうに思います。

○神吉委員長 答弁できますか。

谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 確かに、パーク・アンド・ライドからこういった高速バスを使って利用するというのを考えれば、山崎町内の方、非常にそういった意味では、有利不利で考えると有利なのかなというような思いはあります。そこから北部のほうへ、じゃあ、パーク・アンド・ライド、車での通行と考えると、やっぱり30分以上かかる可能性は十分にあります。やはり学生の方というのは、過去波賀町内に2人ほどおられたかとは思いますが、時間がかかるからとか、そういうだけではなく、学生というのはやはりそこには目的、目的の上での交通手段の中で、どのようにとられていくかということかなと思います。

検証ということですが、ちょっとそこら辺の捉え方が非常に難しいんですが、今日どういうふうに回答をすればいいのか正直分からないんですが、実績はある。ただし、その実績を残された方というのは強い意思が当然あったかとは思いますが、そこら辺の考え方については、ちょっともう一遍今後の課題として捉えさせていただいて、どういうふうに考えていくのか、もう一遍整理をさせていただく時間をいただきたいと思います。

○神吉委員長 それでは、続いて今井委員、質疑ありますか。

○今井委員 もう全部聞いていただきましたので、結構です。

○神吉委員長 割愛されますか。

続いて、津田委員、お願いします。

○津田委員 最後なんですけど、移住・定住支援の中で、先ほどから転入の話は聞いたんですけど、実際転出、子育て世代の転出数が、まず最初に転出数が令和2年度、どれくらいあったのか、世代別でもし分かればまずお聞かせいただければと思うんですけど。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。子育て世代の転出数というのがどれくらいあるのかというのは、具体的な数値というのは非常にちょっと把握が難しいといったところでございまして、本日報告というような、回答というのができにくいというところで御了承いただきたいと思います。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 子育て世代というか、例えば年代別の転出数も分からないですか、今。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 人数なのですが、20から29歳が転出421、30から39歳で転出が151、40から49歳の間で83名が転出されておると、このような数字は持ち合わせておるんですが、世代というような、世代となるとちょっとなかなか難しい、把握が難しいというところでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。転出数はこれだけ把握されていて、実際移住・定住施策を打っていく中で、実際転入よりも転出のほうが多い状況で、その課題として、どう捉えられたのかなど。この事業、移住・定住施策を進めていく中で、総括的な部分になってしまうんですけども、その辺は、今回のこの事業をやられている中で、特に世代で見たときに、子育て世代の転出という部分を食い止められているのか、何が足りなかったのか、どういうふうな検証をされているのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。森林の家づくり応援事業における新築住宅への支援については、県内において神河町に次いで2番目に移住者に手厚い制度となっており、住宅施策における定住支援策としましては十分な制度となっているのかなというような認識をしております。

しかしながら、まだまだ不足している取組もあろうかと思しますので、住宅施策における定住支援策につきまして、今後、総合計画や地域総合戦略のもと、子育て

世代にも選ばれる町となるような取組をしていきたいなというふうには考えております。

○神吉委員長 続いて、山下委員。

○山下委員 続きまして、主要施策成果説明の89ページ、最上山公園等整備事業について質疑をさせていただきます。

令和2年度は紅葉の名所として来園者が増加しており、新型コロナウイルスの感染症防止対策として、トイレの手洗いの手動式を自動式に取り換えておられますが、ほかの感染症防止対策としてはどのようなものがあったのでしょうか。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 お答えします。

最上山公園につきましては、日頃から市民の方の散策の場として御利用いただいております。コロナ禍における健康維持のために必要な場であり、継続して御利用いただけるように、密集、密接の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスク、せきエチケットの徹底というふうなことを記載しました看板を、感染予防看板として公園の駐車場など4か所に設置しております。

また、紅葉時期には御利用になられる方が増加することから、トイレの清掃の頻度を増して感染防止対策を行っております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 令和2年度は、もみじ祭りが中止されましたが、書籍等での紹介で、非常に知名度がアップしたことにより、市外からの利用者が大変多くて、それで、駐車場等も1日文化会館をあげられたのかな、というようなふうにも理解しておりました。そのときに、先ほど申されました、密集を避けるとか、大変たくさんの人たちが来てくださったことはありがたいわけですが、密集を避けるとか、マスクとか、そういったところでの感染防止対策、あるいはコロナ対応の地方創生臨時金を用いての感染症防止対策等考えられなかったのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 もみじ祭りについては、観光協会との連携のもとで、当課においては最上山をもみじ祭りの場として提供をしておるところでございます。

駐車場における感染防止対策ですとか、そういったところについては、観光協会さんのほうでちょっと考えていただいた上で、対策を行っているというふうには思

っております。

以上です。

○神吉委員長 少し担当が違うかもしれませんが。運営のほうは観光協会です。

以上、よろしいか。

それでは、今井委員。

○今井委員 私のほうからは、90ページの中山台団地についてですけども、ちょっと通告をいろいろ出していますけども、ちょっと整理をさせてもらって、先ほど来出ています、空き家バンクであるとか、そういうことも含めて、いわゆる人口減対策、それから、若者定住、そういう部分において、この市営住宅を新築、新築というか改築をして新しくしていくという部分がどのように貢献していくのかという、そこについての当局としての見解をちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 お答えします。

公営住宅は、住宅確保要配慮者を対象とした住宅セーフティネットの中心的な役割を担っております。入居につきましては、入居要件に合致した子育て世代も現在入居されておるような状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 当然移住・定住とはまずは違う意味が当然あるのは分かるんですけども、やはり市外へ出ていくのがここで何とか食い止められるとか、そのあたりの効果とかいうのも当然狙ってもいいんじゃないかなというふうにも思ったりするわけです。そういう意味で、現状としてそのあたりはどうなんかなという部分でお聞きしたいなというところだったんですけども、そのあたりではどうですか、感じておられるところがあれば言うてください。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 公営住宅については、これまでも何回も御説明をさせていただいてますけども、一定の所得要件ですとか、住宅に困窮されている方に提供する住宅として整備しておりますので、子育て世代ですとか、あと移住の定住とかというところに逆に視点を当てたような施策ではないというふうに理解しております。

ただ、入居される方の中で、先ほど申し上げましたけども、入居要件に合致して、

ある一定の収入要件の緩和を用いて子育て世代の方が入居しているという例があるというところがございます。

○神吉委員長 よろしいか。

審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時30分まで休憩とします。

午前 9時30分休憩

午前10時30分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の審査は、八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません、私のほうから、成果説明書のほうの91ページ、上水道水源確保対策事業について伺います。

令和2年度に完成、2か所の井戸確保ということで、水源の複数化が完了したとあるんですけども、設計当初では、新しい井戸2か所だけで、導水の流量が足りているということを聞いていまして、今まで使っていた今宿のほうのポンプ場のほうは補助的な役割で行うと聞いていたんですけども、いただいた資料のほうを見ますと、6、7、8の導水のほうがあるんですけども、大体同じ量を、水量を確保しているということで、当初の目的とはちょっと違い、ポンプの稼働率が上がったと思うんですけども、そのことについてちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 失礼します。資料請求分、決算委員会資料、ページ4をごらんください。

新水源につきましては、令和3年3月に竣工しまして、本年度4月から供用を開始しております。新しい井戸だけでは導水量が足りなく、ポンプ稼働率が上昇したということがございますけども、4ページ、③の水源井戸諸元を見ていただくと分かると思いますけれども、新水源の井戸性能としましては、当初からの計画どおり、2か所を合わせた導水可能水量は8,000トンであります。現在はその能力の約半分を導水しているということになります。

これまでも何度か御説明したこともあるんですけども、新水源に関しましては、今宿水源を廃止するために開発を行ったものではなく、あくまでも水源の複数化及び建設より約45年近くになるんですけども、今宿水源の方針や修繕のときのバックアップ水源ということで、8,000トンということで計画を、設計をしております。

続きまして、現在、新水源と今宿水源を約50%ずつの割合で運用しておるんです

けれども、これは電気代に関しまして有利な方向であるからということが一番の理由でございます。4月からの稼働で、本格的に現在の運転になったのは6月からでございますけれども、まだサンプル数が少ないのではっきりとお答えすることはできないんですけれども、昨年度までの今宿オンリーの場合と比較をしまして、今現在、両水源を使用しているほうが、電気使用量、また、電気代、どちらも減少しているということになっております。

具体的数字を挙げますと、電気代で約、月36万円、電気使用量で2万6,000キロワットアワーということで減少しているという実績がございまして、あと稼働率という部分でいいますと、確かに昨年度今宿水源だけが稼働していたときに比べますと、新水源2か所と接合井1か所のポンプが増えておるので、稼働率というのは大きく増加しているんですけれども、実際の電気代や電気使用量は大きく減少したと、約2割程度、今の状況では約2割減少したのかなというふうに、そういう結果となっております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。

あと今宿の水量をとるということで、ここ濁度が今宿のほうは大変高いんですけども、あと段と中井のほうは井戸水ということを知っていて、濁度も大変低く推移しているんですけども、そこでちょっと聞いた話ですが、井戸のほうはちょっと水のほうがきれいで、なかなか浄水効果が出ないということで、やはり今宿のほうを足したほうがいいということも知っているんですけども、それで、その水を使うということもいいんですけど、水利権というのがあると思うんです。それで水利権というのは僕もはっきり分からないんですけども、たくさん水をとればたくさん水利権が要るのか、それとも、少なくなれば少しでいいのかというのはちょっとお聞きしたいんですけども。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 委員おっしゃるとおり、今宿水源につきましては、井戸としての取水とは別に、揖保川からの許可水源というのがありまして、日当たり1,800トンの占用許可というのを受けております。この許可水利につきましては、使用実績によりまして、10年ごとに、国交省なんですけれども、更新手続きをとっているわけなんです。それで、実績が許可水より少ない場合等におきまして、更新時にその水道の実績に合わせて許可の量というのが減量される可能性等がかなり大きな可能性があります。この件につきましては、一旦減少したり、最悪取消しとなっ

たという場合に関しましてはもう復活させることは非常に困難で、ほぼ99%無理だと思われま。それで、宍粟市としましては、先ほど言いましたように、今宿も使うということで我々も考えておりますので、この件につきましては今後も継続していくということを前提で水源開発も行っておりますし、今後の上寺浄水場の更新等に関しても両方があるということの前提で検討していくということで方向は考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

八木委員。

○八木委員 分かりました。ただ、水利権、僕も分からないですけど、大体年間どれくらいなのでしょう。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 今さっき言いましたように、マックスで約、大体1日1,800トンの権利をもらっているんです。それ掛ける365の量ということになります。

○神吉委員長 費用的なものかな。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 費用ですか、すみません、費用というのはそれはないです。国交省にお支払いするというものはないです。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは、同じところで、津田委員。

○津田委員 同じところなんですけど、今回新たな水源ができたわけです。この震度、災害時に震度、どれくらいまでの耐震構造になっているのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 水道施設を設計するに当たっては、水道施設の技術的基準を定める省令、厚労省の平成20年改正版に基づいて設計を実施しております。

その内容なんですけれども、まず、想定する地震については、レベル1地震動というのと、レベル2地震動という2つの区分に分かれておまして、まず、レベル1地震動という部分なんですけれども、これはその施設が存在する場所において発生する可能性が高い地震のことを示します。それはつまり比較的そこで起きるだろうという地震を想定しなさいよとなっています。

それから、次にレベル2地震動というんですけれども、それはその施設が存在する場所において、過去、将来にわたって起こるであろう想定できる範囲内で最大規模の地震というのを想定しなさいよというふうになっております。

それで、震度何ぼやでは書いていないんですけれども、その場所によってということなので、うちの場合ですと、宍粟市地域防災計画によりますと、想定される震度の最大値としては5弱から6強ということを想定しておりますので、本施設におけるレベル2地震動についてはその地震、震度になるということで、それに対応できる施設をこしらえているということになります。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そうなってくると、震度6弱までの地震であれば、水のライフラインの確保はできるということによろしいんですか。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 ちょっと話がややこしくなるかもしれませんが、水道施設においてはその重要度においてランク1からランク3まで区分されておまして、今回の水源施設におきましては、浄水場や配水本管なんかと同様に、重要度が一番高いランク1、そういう施設に属しております。それで、耐震性能ということなんですけれども、重要度ランクによってそれが異なってくるんですけれども、重要度ランク1の耐震性能につきましては、レベル1地震動の場合は耐震性能1を満たさなアカンということになっているんですけど、その内容といいますのは、健全な機能を損なわないことが条件、つまり機能的には全く支障が出ないということが条件になります。それで、レベル2地震動の場合につきましては、仮に損傷がもしあったとしても、その度合いが軽傷で、修復が容易にでき、機能的にも重大な影響が出ないということが条件になります。つまりは、機能停止は絶対させたらあきまへんよというような条件になりますので、レベル2地震動のときでも機能は停止しない、そういう施設であります。

以上です。

○神吉委員長 次の事業に移ります。

津田委員。

○津田委員 続きまして、主要施策の93ページの雨水幹線整備事業です。

近年、これは整備をいろいろされていますけど、そこの雨水幹線ではここ数年集中豪雨等がありましたけど、そのときに問題とかは起きていないんですか。その辺

をお聞かせください。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 失礼します。近年整備しました直近の、完成したという意味でいきますと、雨水幹線ですと、門前雨水幹線が令和元年度に完成した最も新しいものであります。ここに関しましては、1期事業としていまして、と予定しておったんですけれども、段地区において、雨水幹線最下流の約190メートルを完成させております。

この門前雨水幹線につきましては、完成後の状況を報告させていただきますと、今年7月7日に発生しました豪雨なんですけれども、このときの最大1時間雨量が45ミリ、それから、最大日雨量が170ミリ、それから、総雨量が203ミリという状況でありましたけれども、この日、現場のほうを確認に行っております。本箇所の水路断面につきましては、幅1.6、高さ1メートルの断面を有しておるんですけれども、そのときの状況でいきますと、約3割程度の推進で流下しておるということで、まだ相当の余裕があるといえます。

ちなみになんですけれども、平成30年7月の豪雨のときの一宮町における観測データ値を御紹介させていただきますと、7月3日から8日までの降り始めからの総雨量が444ミリ、最大24時間雨量が240ミリ、最大時間雨量が24ミリという数字となります。この場合、降り始めから6日間程度降り続いたデータになりますので、総雨量の比較については余り参考にはならないかもしれませんが、最大時間雨量につきましては、本年7月は45ミリということで、平成30年では24ミリということなので、本年の豪雨のほうが大きく上回っていると。

続いて、令和2年度に実施しました、山田千本屋雨水幹線になるんですけれども、ここでは下流側約80メートルを施工済みであります。最下流部におきまして、約20メートルなんですけれども、これは本年度の工事の進入路とするために、現況水路のまま、一番最下流部がまだ現況水路のままとなっております。ですので、下流の既設水路とは、完成断面では接続しておりません。よって正確な評価というのはいけませんけれども、門前とは抱える流域等が異なるので、設計時に与えるパラメーターとか、そういうものは現場にあったものとなるんですけれども、門前雨水幹線と同様の設計指針に基づいて設計を行っておりますので、流下能力という意味では同等の性能であると、そういうふうにいえると思います。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

津田委員。

○津田委員 続きまして、94ページの交通安全施設の事業です。

通学路の安全点検で、市の対応分は完了したのか、あと国や県への要望の進捗、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 通学路の安全点検で、市の対応分は完了したのかというところでございますが、平成26年度に宍粟市通学路交通安全推進協議会というものができております。通学路を点検して直していこうというもので、メンバーは国交省、兵庫県土木、警察、小中学校、PTA、自治会、教育総務課、危機管理課、建設課で合同点検を3年に1回のペースで今実施しております。

その合同点検におきまして、市道に関しての要望箇所は今までに72か所ございまして、令和2年度末で65か所の対応が済んでおるという状況でございます。残りの箇所につきましても、順次対応していく予定としております。

また、国、県への要望の進捗はということでございますが、国、県への要望が市へ提出された場合は、速やかに進捗をしております。そして、また、年1回の通学路交通安全推進協議会を開いておりまして、そこで進捗状況の確認を行いますので、合同点検の要望箇所は優先的に取り組んでいただいておりますという状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そうしたら、令和2年度、例えば市だけでできない部分、国や県に動いてもらわないといけない部分、その部分に関してはもうほぼほぼ対応できているんですか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 予算的なこともございまして、例えば歩道をつけてくれというような要望がございまして、物件がかかるとか、そういうものについてはなかなか難しいと思いますけども、ラインが消えておるとか、舗装が傷んでおるといったような簡単なものについては対応していただいておりますというような状況です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 この国や県へ要望している分で、例えば進捗率でいったら、どれくらいのものでしょうか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 令和3年3月時点で国道に関するものが4件、県道に関するものが14件、警察でやっていただくものが9件残っておるという状況でございます。

○神吉委員長 続いて、同じ事業で、垣口委員。

○垣口委員 同じ交通安全のところなんですけども、要改善箇所の解消に取り組んだとありますが、主に大きな枠組みでの取組はなかなか難しいと思いますけども、昨年度、どういうふうな改善がなされたのか、分かればお教え願いたいと思います。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 要改善箇所の解消の取組によりどのような改善がなされたのかということでございますが、具体的に申しますと、市道へのガードパイプ転落防止柵、学童注意看板、グリーンベルト区画線、側溝への蓋を設置等でございます。先ほど申しました工事を実施することにより、安全な通学路に改善できたと考えております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 そういうふうにお聞きしましたけども、当然僕も今、見守り隊で下校時、行けるときはちょっと行きよるんですけども、かなり問題になるような箇所とか、聞いたり見たりしております。そういうものに関しては随時市役所の建設課のほうへ申し出れば改善をしていただけるのでしょうか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 そうです、こちらのほうへ言っていただきますと、予算的なこともございますので、すぐに対応できるものにつきましては対応していきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 先ほどの令和2年度の改善箇所で、カラー舗装の部分とかというふうにおっしゃったんですけども、今年千葉県で痛ましい事故がございましたよね。要は構造物で車道と歩道が分離できていないところなんか、令和2年度でそのまま残って、改善が必要箇所というのは、ああいう事故が起きるおそれがあるようなところで残っているようなところはないですね。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 今年度予定しておるところ、また、緊急にも点検をし

まして残っておるところはございません。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは、道路維持は、今井委員、次お願いします。

○今井委員 それでは、同じページの一番上のところで、道路維持補修事業についてです。

金額だけ見たら2億5,000万円ということで、このうち除雪関係が決算書でざっと見たら、七、八千万円ぐらいなのかなとかという感じはするんですけども、それ以外でも道路工事ということで2億円弱、一億七、八千万円ぐらいかな、ぐらいなのかなと思うんです。それ、ちょっと間違っていたらまた言ってください。

これが多いのか少ないのかというのはよく分かりませんが、いろんな意味で予算がなかなか厳しいという中で、いろいろと要望が出てくるとは思うんですけども、そのあたりの建設をしていく、直す、直さないの判断とか、優先順位とか、そのあたりについてちょっと説明してください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 それでは、金額の内訳でございますが、除雪費のほうで8,940万円ぐらいです。残りが除雪以外となっております。令和元年度と比べますと、かなり増えておるんですが、千種の除雪車の車庫、それから、グレーダー、一宮の除雪車等が増えた要因かと思えます。

それで、道路補修の必要性をどのように判断されたのかということでございますが、道路の損傷につきましては、自治会長さん、住民の皆様からの通報なり、連絡によって判明するものがほとんどでございます。その後職員が現地を確認し、即時対応必要なもの、また、次年度以降でもいいものや、しばらく様子を見ておいてもいいもの等の判断をし、対応しておるといような状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 職員の方が一応その順序づけというか、判断をされるということですか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 はい、そうです。職員が現場を確認して、これは今しなければならぬもの等の判断をしております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員　そういう中でこの予算なんですけれども、どんなものなんですか、基本的には大体もう今しなければいけないというものは大体できているのか、いや、ちょっとやっぱり予算上、ほんまはせないかんけどもできていないところもいろいろあるのか、というあたりはどうなのでしょう。

○神吉委員長　石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長　現在、市建設課で管理しております市道607キロございます。ですから、実際のところ、今の予算では苦しいと。建設課といたしましてはもっといただきたいというように思っております。

以上です。

○神吉委員長　同じところで大畑委員、お願いします。

○大畑委員　私も道路維持補修事業のところなんですけれども、この中にはいろいろ市道の維持、修繕以外にも含まれておりまして、私は、法定外の公共物、里道水路ですね、これがちょっと決算書を見てもなかなか幾ら使われたのかがちょっと分からなかったものですから、これの里道水路それぞれ修繕の補助の実績をお伺いしたい。件数と金額が分かれば教えてください。

○神吉委員長　石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長　里道水路の修繕工事の補助の件数、金額でございます。里道が3件92万円、水路が2件41万円、合計で5件133万円となっております。

また、原材料支給につきましては、里道2件43万円、水路1件29万円、合計3件の73万円となっております、トータルでは里道5件、水路3件の8件で206万円となっております。

以上です。

○神吉委員長　大畑委員。

○大畑委員　その上でちょっと評価を伺うんですが、この事業は、いわゆる里道水路の機能管理は地元自治会という形になっておりまして、その2分の1を、修繕が必要であれば2分の1をとということだろうと思うんですけれども、非常に実績額として少ないなというふうに感じたわけですが、これはどのように評価されているのでしょうか。2分の1の持ち出しが自治会として大変だから、なかなか実績としてあがってこないということなのか、それとも里道水路の修繕がそれほど必要ではないということでの金額なのか、実際必要性に対して十分行われているのかどうかということですね、その辺どのように評価されているのでしょうか。

○神吉委員長　石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 令和元年度では11自治会で426万円の利用がございました。したがって、令和2年度は元年度と比較しますと約半分になっておりますが、結局2分の1の負担のところがありますので、なかなか手が出しづらいのかなというところもあるのかなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

大畑委員。

○大畑委員 この水路、里道もそうか、里道も水路も、いわゆる農業用水路と、それから、農道という、それは要は多面的機能のほうで補助金を充当して直したりできるんですけども、建設課で挙げておられるところというのは、それ以外のところという解釈なんですね。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼建設課長 今、大畑委員がおっしゃられたとおりです。

以上です。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

続いて、林委員。

○林委員 私からは住宅使用料の滞納分の徴収について、ちょっとお尋ねしますけれども、建設部の資料の7ページに内訳が上段に書いてあるんですけども、滞納繰越分、これがかなり残っています。滞納が全部で880万円ほどのうち、繰越分が770万円余りということになって、これは昔からずっと残っておると思うんですけど、滞納整理に大変苦勞されておると思うんです。難しいのばかり残っておると思うんですけども、決算審査なので言いにくいこともちょっと言わせてもらわんとあかんですけれども、住宅使用料の滞納の分について、条例でこうしなさいというて決まっていますと思うんです。それで、まず3か月以上滞納したら、住宅の明渡し請求をしなさいとか、その後次々条例で定められております。今まで条例に基づいていろいろとされておると思うんですけど、実際にこの条例に定められたとおりの処理というんですか、それをされておるのかどうか、できない部分もあると思うんですけども、されておればこれだけ滞納が残らんとするやけども、その点どうですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 御指摘いただいておりますとおり、住宅の手数料、収入未済額880万2,246円といったところで高額なものになっておるところは承知しておるところでございます。

この住宅使用料、収入未済への対応につきまして、ちょっと説明、こういった対応をしているのかということで説明をさせていただきます。

対応につきましては、現在、督促、または、電話連絡、また、訪問により、入居者と話しながら生活状況等の相談も受けつつ、個々の生活状態に合った納付計画や分納誓約をとりながら納付指導をしておるといったところでございます。

市営住宅につきましては、市場において自力で住宅を確保できない、住宅確保要配慮者の居住の安定のために供給しているところでございますが、住宅設置ネットワークの中心的な役割も担っておるところでございます。

そういった中、宍粟市市営住宅条例第41条、先ほども委員のほうからも指摘がありましたように、そういった明渡しの関係、記載等をされておるところでございますが、入居者へは分納誓約、こちらのほうをもってそういった条例、明渡しといったような措置までは講じていないといったような状況となっております。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 いろいろ事情があると思うんですけど、市営住宅については、低所得者向けに設置されておると思うんです。ですから、そういう収入、所得があったら民間の住宅を借りて入れればいいということなんですけれども、そういうことができんと、困っておるといふ人に入居してもらおうという制度はそうなんですけど、そういう意味があって、それだけでいっておったら使用料がなかなか入らんと、とりにくいということがあって条例で定められておると思うんです。それで、入居するときに、保証人を必ずつけんとあかんとかいうことがあると思うんです。入居者本人が支払いできん場合は保証人のほうに請求するということで収入を確保しようという意味が条例にはあると思うんです。ですから、まずその入居者が支払いできん場合に保証人に請求されていますか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 保証人のほうにも話を行かせていただいておりますと、昨年度、令和2年度の年度末になりますけども、行かせていただいて、最後、完納まで、保証人が支払ったのではなく、最後、個人さんがそういった状況の中で支払っていただいたというようなこともございます。

保証人のほうから令和2年度に払っていただいたという実績はないんですけど、保証人のほうにも照会しますよということで、保証人さんのほうに行かせていただいて、状況を説明させていただいたという実績はございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 保証人をつけるということは、保証人にどうしても払えと、それをいよいよ最後になった場合はそうだと思うんですけども、本人に言うてもなかなか支払いしてくれんで、保証人さんにちょっとこういうことも知っておいてほしいということで連絡すると思うんです。そうしたら、保証人が自分のところに降りかかったらかなわんということで、早く払わんかいやということ、そういう趣旨で保証人をつけよということになっとるんですけど、これは保証人が死亡されたり、また、市外へ転居されたりとかして、保証人がいなくなる場合がかなりあると思うんです。そのときは、新しい保証人をつけんとあかんことになっとるんやけど、ちゃんとそういう事務手続をされていますか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 言われたとおり、保証人がそういった状況になった場合は、新たにそういった手続をしていただくということが定められております。

ただ、ちょっとやはり大分古い案件もございます。ちょっと非常に相続関係で、保証人についても相続を見ていたり、当該退去されておる方の相続を調べていたりとしなくてはいけない状況があるというのも現状でございます。

指摘されておるところにつきましても、滞納を今後減らしていくためにも周知しながら、また各担当係、担当者が協議しながら滞納の件数、また、滞納額を減らせるように努力してまいりたいと考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

林委員。

○林委員 条例の中では、3か月以上滞納した場合には明渡しの請求をするよう、努めなければならない、しなければならないじゃなしに、努めなければならないということになっとるんですね。3か月以上たまっているときにはこういう条例の決まりを教えなさいよと、入居のときには説明されておると思うんですけど、ことになっとるので、そのときに3か月以上滞納している場合に、請求に行くと思うんですけど、そのときに面談した場合に、保証人さんに言うてもよろしいかとか、いう話も出てくると思うんです。そのときに保証人がおらんでないとかいうのは確認できると思うんやけど、かなり保証人、更新されていない入居者はあると思うんです。なので、そういうことも含めて地道に催促せんとなかなか入らんとと思うんです、これだけ残っているの。そうやから、それに努めてください。やっぱり条例で決まっている以上はそういうことをちゃんと手続を踏んでおらんと、最終的なところまでたどり着かん部分、できないことがあると思うので、決まった手続はちゃんと踏

んでください。

それと、住宅使用料については、合併前の旧町の滞納額、取組もそうやろうけど、全然大きな差があるんです。千種と、7ページの状況を見たら、千種と山崎がかなり額が多いです。山崎と千種を比べたら同じような金額なんやけども、山崎のほうが住宅とかも多いだろうと思うんですけども

、千種のほうが率からしたら滞納率が高いと思うんです。それと、一宮は滞納ゼロです、ずっと昔からゼロなんです。ですから、同じところで、合併して同じ部署が担当しているので、一宮のやり方、今まで滞納しないようにいろいろ努力されてゼロを続けておると思うんです。そのやり方を踏襲して、ほかの地区にもそれを同じようにやっていったら、もうちょっと山崎、千種のほうも減ると思うんですけど、そういうことはやられていますか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 一宮町のほうにつきましては、従来から滞納額ゼロということと言われてございます。滞納額の状況につきましては、過去いろいろな経緯の中であるものもございまして、一宮と同様にとというのは非常にちょっと今難しいかもしれないんですけども、先ほど委員から指摘を受けましたように、入所当初からやはりそういったところの明確性、例えば保証人の話もそうですし、そういったところをもっと明確にして強く主張する中でそういった要配慮者であっても、そういった中で御入所いただきたいなというふうなところでどうアピールしていくか、そして、委員が言われたとおり、一宮のほうで、従来からの方法を各市民局の中で共有をやはり言われるとおりしなくてはいけない部分も当然あるのかと思います。

そういった中で、担当同士で会議を設けまして、そこについては話し合いをしながら、減らす方向をちょっと協議してまいりたいと思います。

○神吉委員長 疑義について質疑してください、林委員、簡潔にお願いします。

○林委員 これは市民局で住宅の徴収とか、入所の関係、事務をされておると思うんです。ですから、本庁で、今日なんかは担当課のほうで答弁されていますけど、内容がよく分かっておられないと思うんです。ですから、この点、同じ事務をやってもらわんとこういう結果になると思うので、これは今までずっと言われてきておることなので、それをされておらないから言っているのもあって、それを考えてください。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

それでは、次の事業に移ります。

大畑委員、お願いします。

○大畑委員 それでは、公園の災害復旧費についてお伺いしたいと思います。

これは市役所の前のせせらぎ公園の災害復旧だろうというふうに思うんですけども、繰越しをされて、令和2年度に実施をされているわけですが、予算額は約1億9,400万円ですが、最終工事費が1億3,500万円払っておりまして、不用額が約6,000万円近く出ておるんですけども、これで災害ですから、原形復旧、元どおりに直すということだろうと思うんですけども、この金額でそういうふうになったのか、こういう減額を生じている原因、ほかにあるのか、何か、そのあたりの説明をいただきたいのと、それから、これの財源内訳、ちょっと分からなかったもので、それも教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 お答えします。

せせらぎ公園災害の復旧については、今後も予想される同等の洪水において、被災を最小限にとどめる復旧をするということで、国土交通省との協議を重ねまして、原形復旧から工法を一部変更して復旧を行っております。また、揖保川の河川護岸整備工事も実施されております。

復旧工法の変更した部分については、特に大きく被災した浜御殿より上流部です。この部分は張り芝は原形であれば通常の野芝の張り芝ということになりますけども、新たな工法として、野芝つきグリットシーバーというようなものを採用して、洪水時に想定される流速に対応しております。

また、園路の部分については、アスファルト舗装であったものをコンクリート舗装に変更しております。

不用額については、令和元年予算計上当時計画した工事内容を変更したものと、入札残によるものでございます。

財源の内訳については、国庫負担金が5,426万1,000円、起債額が1,000万円、残りが一般財源というような形になります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。復旧工事されて、その後、梅雨の時期、あるいは秋雨前線とか、そういうときの洪水時期を乗り越えてこられていると思うんですけども、工事的に十分成果があったというふうにお考えでしょうか。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 お答えします。

工事が完成してこの間、2回ほど少し水位が上がったことによって、公園の部分が冠水しております。約50センチ程度冠水したかなと思いますけども、ごみが流れついている、ごみの清掃程度で済んでいるというような状況でして、グリットシーバーそのものが一定効果を示しているというように感じております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。これは、お尋ねするんですけども、もう2度目の災害復旧はないということでよろしいんでしょうか、国庫との関係でいきますと。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 国庫との関係でいきますと、というのは、再度災害が起きた場合に国庫負担対象になるか、ならないかということによろしいでしょうか。そういった意味でいきますと、仮に数年後に被災を受けたという場合にあったら、国庫対象になるというふうに思います。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、大畑委員。

○大畑委員 ちょっと続きますけども、水道事業のほうに移らせていただきたいと思えます。

資料25ページですが、まず、全体的なところからちょっとお伺いしたいというふうに思うんですが、毎回議論になっております、有収率、要するに水をつくってお金になったものの率でございしますが、令和元年度と比較しましてマイナス0.37ポイント落ちているわけですけども、これはパーセンテージでちょっと分かりにくいんです。金額的にどの程度減額、有収金額が減ったのかということをお知らせいただきたいと思えますし、その対策ですね、それをどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

また、このように有収率が下がってきている、漏水とかそういう原因であろうというふうに思うんですけども、逆に年間総配水量がすごく増えているんですけども、これはどういう理由なのか教えていただきたい。単純に思うのは、人口減少とか、そんなことがいろいろあって、あんまりたくさん水をつくっても売れないのは最初から分かっているのに、これだけたくさん水をつくっていかねばいけないということなのか、設備的にこうならざるを得ないのか、そのあたりちょっと分からないので教えてください。

それから、水道事業の普及率が98.5%でございます。未加入への対策とか、取組がありましたら教えてください。

それと、水道料金の値上げという話もちろちら出かかってきております。今回の決算委員の意見の中にもそういう文言がちらっと出てまいります。ですから、市民にとってはそれ以前に十分もっと内部で努力、経費節減などの努力をすべき違うかという意見は当然出てくるだろうと思うので、そういう水道経費全体の節減に向けてどんな取組をされてきたのか、教えてください。

それから、令和2年度末での内部留保金は幾らになったのか。

以上、最初の質問をいたします。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 失礼いたします。

まず、最初に対前年比の0.37%についての金額換算でございますが、金額換算にしますと約27万円となります。

そして、続いての有収率の対応について問うというところでございますが、配水量のうちですけれども、当然料金収入にならなかった部分が多いほど収入率が下がります。それは当然でございます。下がる原因としましては、先ほど委員が言われたように、消火栓などの消防水に消防用に使用する水道であったり、あるいは残量塩素濃度を維持するための調整水なども含まれますが、それ以外にも配水本管における漏水などが主な原因とも考えられております。

特に、本管における漏水については、毎年漏水調査を行っておるわけですが、漏水箇所の発見、修繕を行うことで、少しでもロスを省くことで有収率を増やしていきたいと考えております。

年間配水量が増えているということの理由でございますが、今回年間総配水量は5万立米増えております。その理由として、うちが今回、今年は特に、令和2年度は特になんですが、配水量の増加については、コロナ禍が大きな原因じゃないかの一つ考えております。宍粟市の水道の特徴としては、使用水量の大半が、87%ぐらいが一般家庭でやっておるわけですが、一般家庭の部分については増量はしております。その代わり、コロナの関係で、大口の企業さんが企業休止に追い込まれた関係で業務が減っておるということで、でも、トータルしますと、一般家庭が結構水を使ってくれたのが一つの原因ということと、もう一つは、例年、冬寒くなると、必ず寒波の影響でということなんですが、同じように冬季間の凍結防止の水量を使って、今回その部分が水が増えたということが原因ではないかと考えております。

続きまして、水道事業の普及率98.5%、未加入の対応ということなのですが、この加入促進対策については、いろいろ考える必要があるとは思っておるんですが、現実のところ、広報誌を活用しての上水の接続をお願いしますというところにとどまっております。

続いて、3点目の水道の経費の削減に向けた取組でございます。

取組については、経費の削減の取組としましては、水道施設の監視システムの再構築による通信費のまず抑制、続いて電力会社変更に伴う電力費の抑制、業務委託範囲の見直しを伴う経費の節減、そして、職員数の見直しによる人件費の抑制などに取り組んでございました。また、経費節減に向けて、民間資金を活用した新たな業務がないかということで模索をしているところでございます。それが取組でございます。

成果につきましては、先ほど言った業務の中で、例えば人件費であれば5,800万円ほど抑制をしております。通信費について1,000万円程度、動力費については1,500万円、民間ノウハウ、民間の資金の活用ということで130万円ということで、これは平成26年の料金改定から続けてきた中で抑制をしたという数字があがっております。

最終的に当課で考えているのは、成果として、特に料金の統一、平成26年のときの給水原価というのが334円あったんですが、今回、令和2年度では292円と42円ほど減っている。つまり、生産コストを減らしたというところからいうと、いろいろな経費節減をした結果、これが成果として上がったのではないかと考えております。

最後の質問の令和2年度末の内部留保資金は幾らかというところで、内部留保資金につきましては8億1,761万8,555円となっております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 またあと経営収支の関係でいろいろお尋ねしますので、1点だけ再確認させていただくんですが、水道普及率の関係で、これは100%加入していただかなければいけないんだろうと思うんですが、先ほど広報誌程度にとどまっているというふうに、何かちゅうちょされているような感じを受けたんですけども、こういった課題があって、その取組が、十分できていないんでしょうか。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 取組につきましては、以前にもどうなのという話をお聞きしておりましたので、職員間でも協議を重ねておったわけなんですけど、実

際のところ、県外のおよその団体とかを見ても、例えば98.5%加入しとって、残りの1.5%は加入できないというのはよほどの理由があると、それを例えば上げるためには、多くの理由はあると思うんですけども、金銭的な、原資的なことで、その部分について、水道に加入すれば支援ができるというような支援策を考えたらどうかというようなことも考えてはおったんですが、それをすると、現在つながれている方との接続の公平性に欠けるのではないかとか、あるいは訪問の勧誘についても、市の職員がどんどん行ったらどうかというような検討もしたんですが、実際のところ、費用対効果というのを考えて、なかなか前に進まなかったというのが実情でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それと、加入ということになるのか、使用ということになるのか分からないんですが、宍粟市の場合、水道料金が高いのは、大口利用が少ないということも一方であるのかなと思うんですけど、先ほども言われた、コロナ禍で非常に一般家庭が伸びたということですけども、87%が一般家庭の割合なんですね。だから、大口が残りということ。そこをもう少し伸ばしていかなければいけないんだろうと思うんですけども、令和2年度の中でもこれまでと変わらない状況が続いたんでしょうか、大口利用についてですけども。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 おっしゃるとおり、大口についてはなかなか、昔から企業誘致等を実施しているところですが、現実的にはなかなか誘致はできておりません。令和2年度についても特に新しいところはないんですが、数字的には城下のほうにクリーニング屋さんもできてはおるんですけども、水道は接続されていないので、今回、それについては反映してなくて、現状でいえば、令和2年度は今までどおりだったということでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 一方で、産業部ですけど、企業立地促進条例ということで、いろいろどんどんお金、助成したり、固定資産免除したりして誘致しているんですけども、やっぱりそういう援助している一方では、水道に加入していただくというふうに、そこは連携がとれないものかなというふうに思うんですけども、その実績というのはいないんですか。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 令和2年度についてはございません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 また努力いただきたいと思います。

それで、ちょっと経営収支のところへいきたいんですけども、そもそもです、これだけの大きな面積の中で、水道事業を展開しているということで、非常に効率は悪いんだらうと思うんですが、まず、供給の単価と、それから、給水の単価、いわゆるつくるにどれだけお金がかかって、売るのにどれだけ入っているのかということなんですけども、まず1点目は、有収水量の1トン当たりの供給単価というのは幾らなのでしょうかということと、それから、給水単価というのは幾らなのでしょう。結果、1トン当たりの販売利益というのはどういうふうになっているのか、単価レベルの話なんですけども、御質問したいと思います。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 先ほどの御質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目の有収水量、1立米当たりの供給単価ですが、これは令和2年度では186.2円となっております。

また、給水単価というか、原価ですね、原価については幾らかということなんですけど、原価につきましては292.19円となっております。

最終的に、1立米当たりの販売利益ということになるのですが、最終的な利益につきましては、令和2年度では1立米当たり27.97円の赤字となっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 この供給単価とか、給水原価、このあたりがどういうふうに推移しているのか、今、令和2年度をお伺いしましたけれども、そこは変化はどうなっているのでしょうか、教えてください。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 失礼いたします。

令和元年度の供給単価につきましては、からでしたら、令和元年度が186.65円ということでマイナス0.45円となっております。それで、給水原価につきましては、令和元年度が290.93円ということで1.26円のちょっと増となっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 もともと高くつくって、金額に結びついていないということで、そういう構造の水をつくり続けているわけですよ。だから、利益が全然出てこないとい

うことで、令和元年度よりもそれが広がっているというふうに見ていいのかなんですけども、こういう原価計算をしたときに、こういう構造の中で水道経営をやられておるので、最初から赤字前提みたいな形になっているんですけども、その中で料金も高くついてきていますが、こういう構造でやはりまだこれからいろんな施設更新料が要ったりとか、人口が減っていったりということで、さらに厳しいことが我々レベルで予測できていくんですけども、そのためにも、どういうことを努力しているのかというあたりを少しお聞かせいただきたいと思います。水道料金に跳ね返っていかないようにどう努力しているのかという、値上げにです、ごめんなさい。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 値上げにつながらないようにということなのですが、先ほど来もずっと経費の節減ということはかなりいっぱいやってきておるといことが実情でございます。あと即というわけではございませんが、施設の新たな委託方式なんかの契約によって、何か経費が節減できないかなとかいうようなことの模索はしておりますが、即それが反映して、経費節減に、今以上の節減につながるかという、なかなかちょっとスパン的にはかなり厳しい状況となっているような状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

大畑委員。

○大畑委員 よくはないですけど、また、次にいきます。

下水道の接続状況のことについてお伺いします。

資料40ページなんですけども、これも毎回言っていることなんですけども、特にこれも本来的には100%接続ということが望ましいでしょうけど、なかなか100%というのは難しいと思いますが、中でもちょっと公共の関係とか、特環ですね、このあたり、いわゆる市街地のほうが接続率が非常に低いということでもありますけども、未接続の世帯などへの対策、取組、どのようにされているのか、されたのか教えてください。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 先ほどの水道と似たようなことになるんですけど、加入をというか、接続促進には広報などで呼びかけはしておるんですけど、現実的に直接会って加入していただきという対応まではよくしておりません。

といいますのも、旧町からもそうだったんですが、接続をしていない、接続できない理由というのがいろいろございます。多様化しております。それはそれぞれの水道と同じで経済的な問題であったり、あるいは家屋が老朽化して、これを直すかどうかで、水回り一つを触るにしてもかなり広範囲に触ることもあります。

また、一番大きな理由は、水道と同じなんですが、もう後継者不足です。実際のところ、接続していない方の大半が夫婦2人であったりとか、一人暮らしというような老人の方が多くございまして、そこに接続をお願いしますよという形では行くんですが、話をするんですが、やはりなかなかそううまくというか、経済的にもちょっと難しいということで話が終わっています。そういう点からいいますと、なかなか対策としては講じてはいないんですが、引き続き地道といいますか、接続を依頼するとともに、何か新しい施策があれば考えていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 この関係でいいますと、今の担当あたりではもう限界やというふうに思われているわけですか。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 担当だけではというところ、正直なところ、限界かと思っております。というのは、やっぱり先ほどの水道も一緒なんですが、人を増やすといたり、地域をよくするというのは、一つの事業、一つの担当課だけではやはりできないと思いますので、先ほども言われた、企業の誘致でもそうですし、ほかの部署との連携が一番大事だと思いますので、我々の水道、下水の関係でいいますと、その課だけで引っ張っていけるかというところ、ちょっと難しいのではないかと考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

次に、林委員、水道使用料金です。

○林委員 住宅使用料と同じように、水道使用料金、かなり滞納があるので、また言おうと思ったんですけど、委員長が言い方を気をつけと言うたのでちょっと言いにくいんですけど、水道の場合、どういう、住宅と違って条例で保証人つけということになっていないので、いろいろな滞納整理の方法があると思うんですけども、そういう図は書いていないので分からないんですけども、どういう滞納整理の仕方をやられておられるんですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 失礼いたします。

委員の質問に対しましては、基本的には、滞納整理につきましては、宍粟市の水道料金の未納に係る給水停止処分の取扱い要綱というのがございまして、それに基づきまして、順次督促でありますとか、催告であるとか、というようなことを経まして、最終的には給水停止の執行通知ということで、その中で御本人さんと話をしながら納付のほうを促す等とか、真に生活に困窮してはるような方がいらっしゃいましたら、そのときにそういう納付の相談等をしながら進めているというような状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 給水停止されておる件数は少ないと思うんです、滞納の状況から見て。そんなら、お伺いしますけども、まず、未納になったら督促状を送られますわね。そこから始まると思うんです。督促状を送られた件数、令和2年で何件ですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 督促数につきましては3,040件となっております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 督促状を送られたら、税だったら1件100円という金額が決まっているんですけど、督促状を送られたら料金をとられるんですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 現在のところは徴収はいたしておりません。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 税のほうだったら、督促状は1回だけ、督促は1回だけですけど、そんならとっていないということは、水道のほうは何回も督促をされておられるんですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 督促しました後、その次は催告書というような形で、催告書の通知のほうをさせていただいております。その次に、給水停止の予告通知書というような形で、また、給水停止をしますよという通知書ということで、督促を発送してからあと3回はそういう促しはしておるといような状況です。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 督促状を送ってから10日経過したら、いやいや納期限から10日経過したら督促状を送れということになって、それでまだ入らなかつたら催告書を送るということになっています。それで、催告書を送って、これは期限を通知して給水停止の予告をされると思うんやけど、催告書を送ってから納入されなかつた場合、給水停止処分の予告をするまでの期間と、給水停止、予告する場合、いついつまでに入らなかつたら給水停止をしますよという通知を出されると思うんだけど、それぞれの期間はどれくらいの期間、猶予期間、どれだけとっておられるんですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 催告書から給水予定予告通知書発送までには1か月の期間の猶予を設けております。また、給水停止の予告通知書から給水停止の通知書までの期間については15日を、2週間ほど設けています。それで、最終的な給水停止に至るまでにはそれから15日というような形で猶予をもってしております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 委員会で給水停止の件数とか、聞く場合もあるんやけど、今までの数というのか、件数見たら少ないんですね。ですから、もっと未納の人は多いと思うんやけども、ほんまにこれを取扱い要綱で今言われたことが決まっておるんやけど、そのとおりほんまにされているんですか。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 委員おっしゃるとおり、この要綱に基づきまして手順を踏んで進めさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 異議ありますか。

林委員。

○林委員 今現在の給水停止の件数は何件なんですか、今ずっとそういう手続を踏んだ後の。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 令和2年度の給水の停止数は54件となっております。そのうち、また納入とか、分納誓約等を結んだりして納入していただいた方で解除、令和2年度中に解除した件数については52件の解除をしております。あと2件については現在も停止の状態というような状況になっておりますが、その方々につきましては、恐らく井戸水とか、水道とか、併用されておられる方じゃないかなというよ

うに考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 今、給水停止が54件、52件は解消されたということなんやけど、この未収水道料金の状況を見たら、令和2年度の未収額、これは公営企業会計のちょっと実際の未収金がどれだけあるのか、分かりにくいんですけども、5月末で500万円余り決算では出ていますわね。そんなら解消されなかったら2件が500万円未収で残っているということにはならないと思うんですけど、それを考慮したとしても、未収金がかかなり多いと思うんやけど、その関係はどないなんですか。

○神吉委員長 未収金に対する回収をどのように取り組むかというのを、最後に。

○林委員 支給停止の件数と比べたら未収金が多過ぎるん違う。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 すみません、先ほども御説明したとおり、給水停止の数は18件ございます。18件のうち、委員が言われるように5月の未収金が多いんじゃないかという話ですが、給水停止をするときに、全額のお金をいただかなくても一部入金をしてもらえば、その部分で給水停止を解除するということになってございますので、確かに未収金の料金自体は大きい数字が残っておるんですが、給水停止をして通知をすることで分納誓約をしながら、お金を少しずつではあるので、とっているという形になっております。なので、この件数が、件数と金額がちょっとそぐわないんじゃないかという話にはなるんですけども、現実的には滞納ではなくて、払える部分は一部払ってもらって、給水の停止にはならないようにしているというのが今の現状でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

林委員、最後にしてください。

○林委員 最後ですけど、この要綱の第11条に、まず、1番目に滞納料金を完納したとき、それは解除すると、それがまず前提だと思うんやね。その次に、第2号で、今、宮本課長が言われたことが書いてあるんやけど、そんならほとんどの給水停止、未納の該当者は第2号に該当するということと捉えてよろしいんやね。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 第11号の、おっしゃるように2号がそのままいきなり適用されるのではなくて、その前の第10号のところに、給水停止を執行しない理由というところで書いてあるところの第1条の料金の一部を納入し、かつ残額に

については納付予約や分納誓約の提出があった方についてのみそれに対応させてもらっております。

○神吉委員長　これで、この件に関しては終了します。

　　以上で、発言通告書にあります質疑は終了しました。この件の中で、関連の質疑がありましたら1件受け付けます。

　　何に関してでしょう。

○山下委員　水道使用料金です。

○神吉委員長　料金ですか、ほかにおられますか、津田委員は、何に関してでしょう。

○津田委員　移住・定住のところ。

○神吉委員長　移住・定住ですか。

　　移住・定住のほう、津田委員、お願いします。

○津田委員　すみません、移住・定住のところ、ちょっと確認だったんですけども、転出の数は聞いたんですけども、例えばそれがどういうふうな理由で出ていったのかとか、そういう検証というのは、例えばどこの部署がやっているのか、建設部がやっているのか、それを例えばこれはこういう情報というのは部局間で当然共有していかないといけない情報なんですけども、そういったものができるような状況になっているのかどうか、そこだけ確認させてください。

○神吉委員長　谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長　現在、後期基本計画が策定中であろうかと思いますが、その中で、まちづくりといったような移住・定住、そういったところも重点項目の中に入ってきているかと思えます。部署としまして、地域創生課のほうの主にならうといった中心を担っていただいて、進めていただいております。

　　ちょっと、私どもここの課というのはなかなか言いにくいところもあるんですけども、全体的に大きく捉えていくと、そちらの部署のほうを担当になってくるのではないかなというふうにも思えます。

○神吉委員長　津田委員。

○津田委員　そうしたら、タイムリーな情報が例えば建設部で確認できるような状況にはなっていないということなんです、今現在では。

○神吉委員長　谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長　先ほどのちょっと事項、転出状況につきましては、後期基本計画が進む中、併せて多分恐らく人口ビジョンの改定のほうも進んでおるかと思うんです。その内容の一部資料内容をうちのほうにもちょっと御提供いただきまし

て、ちょっと報告させていただいたところなんですけども、大きな流れとしては、市においても月に2回ほど部局長会議等、各部がやっておるような状況を資料提供いただくこともありますし、各課で各部計画を、個別計画を持っておりますので、その中で、ちょっと話をするようなところはあるんです。でも、言われますように、じゃあ、それが今、強固なるものなのかと、それがすごく早いのかと言われると、やはりちょっと疑問点は正直あるといったところではございますが、そういったところら辺、私らが持っている部分での移住・定住に関わる部分について、ここら辺は指摘を受けるかとは思いますが、もう少しちょっと情報共有が必要な部分も取り組んでいかなあかんのかなというふうに認識しております。

○神吉委員長 よろしいか。

じゃあ、もう一つの山下委員、認めます、どうぞ。

○山下委員 手短にさせていただきます。

水道使用料金で資料18ページです。

令和2年度の建設部関係の社会福祉費の歳出状況についてという資料を出してござっております。その中の福祉世帯水道料金等助成金、対象世帯数762世帯、533万3,790円、これについて質疑をさせていただきます。

この事業を申請されました人で、助成を受けることができなかった世帯というのはあるのでしょうか、また、あればその理由を教えてください。

それと、この事業によって、やはり水がないと生きていけないので、恐らく命を救われた、そういう方もおられると思います。ですから、令和2年度、この事業に対する成果及び評価を伺いたいと思います。

○神吉委員長 発言通告ないですけど、できますか。

宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 先ほどの水道料金の福祉世帯の関係ですが、申請件数につきましては1,008件ありまして、そのうち助成件数、対象となったのが762件になってございます。

この水道料金助成、福祉助成については4つの事業が入ってございます。高齢者世帯、障がい者のいる方がいる世帯、ひとり親世帯、水量が少ない世帯とそれぞれあるんですが、申請件数で外れた方というのは、それぞれ該当の要件というのがあるんですが、その該当要件に外れた方についてのみ、今回外しています。それにつきましては、高齢者であればまた復活するというのもございます。今回は外れたけども次は戻ってきて、高齢者が増えたよといった申請はオーケーになります。

今回については300件近くが要件から該当していなかったということで外しております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。疑義は残っていませんか。

山下委員。

○山下委員 この事業は非常に大切だと思います。成果及び評価の部分をお願いいたします。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本建設部次長兼水道管理課長 立場的に水道事業の立場なのか、宍粟市としての立場かによるんですが、市としての施策的な考え方としては、高齢者世帯、障がいのある方の世帯、ひとり親の方、水量が少ない方、それぞれの条件、厳しい条件の中で生活されている中で、この事業を実施することで、幾分かでも緩和されているという点では成果があると考えております。

○神吉委員長 よろしいね。

以上で、建設部の質疑を終了し、委員会を終了します。説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

午後1時まで休憩とします。1時再開とします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

○神吉委員長 皆さん、こんにちは。本日の委員会を再開いたします。

総合病院の決算委員会を開会します。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は、自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。その際、マイクの先端が口元に向くよう、よろしくをお願いします。

また、委員の皆様をお願いします。

質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものであ

りますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

それから、論点が違う場合を除いて、同じ質疑は割愛するように、極力避けてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて答弁を省略していただいて構いません。

それでは、総合病院の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

菅原事務部長。

- 菅原副院長兼事務部長 月曜日から本日まで4日間にわたります連日の審査、お疲れさまでございます。最終日の午後の審査となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、病院事業の決算等の概要につきまして、御説明させていただきます。

総合病院は、昭和50年の開院以降、宍粟市域におけます基幹病院として、この地域に必要な医療を提供し、市民の皆さんの生命と健康を守ってまいりました。近年の少子化等によります人口減少と高齢化が進行する中、医療資源の少ない西播磨北部地域の特定中核病院として、2次救急医療や周産期医療の提供、また、市内で唯一の病院として、本市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、急性期から回復期までの診療を行うとともに、退院後の在宅医療まで一貫した地域完結型医療を構築し、市民の皆さんに安全で安心な医療を提供する体制が求められているところでございます。

このような状況のもとで、令和2年度の取組でございますが、大学医局との連携強化によります医師確保に努め、外来では、内科の外来枠を4診から5診に拡充、内科、外科の午後診療や小児科の休日応急診療を継続実施するとともに、救急患者受入れ体制の強化を図りました。

一方、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、一定の診療控えの状況が起きるとともに、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として指定を受けたため、昨年11月下旬から、4階一般病棟をコロナ専用病棟として改編し、コロナ患者を適宜受け入れるようになりました。

このように、患者確保に取り組んだものの、入院、外来部門とも新型コロナウイ

ルス感染症の影響を受けた結果、前年度比で入院患者数は10.3%の減、外来患者数は8.2%の減となりましたが、診療単価の一定水準の維持に加えまして、コロナ関連補助金収入が5億3,628万7,000円ありましたので、収益全体では5億7,916万6,000円の増収となったところでございます。

一方、費用につきましては、ジェネリック医薬品使用拡大によります薬品費の抑制や院内物流システムの活用などによります診療材料費の抑制などに努めましたものの、県養成医の増員による給与負担金の増、コロナ関連経費として特殊勤務手当や検査委託費などの増に伴いまして、費用全体では1億2,387万8,000円の増となったところでございます。

この結果、令和2年度の収益的収支の状況につきましては、前年度比4億5,528万8,000円改善され、4億9,347万2,000円の純利益となりまして、令和元年度に引き続きまして黒字を確保することができました。

一方、資本的収支の状況につきましては、電子カルテシステムの更新などの医療情報システムや医療機器の更新を行うとともに、空調設備改修工事など、施設設備の充実にも努めたところでございます。

また、新病院関係では、基本構想策定につきましては、令和元年10月に着手をいたしました策定作業も終了し、昨年10月に取りまとめたところでございます。この基本構想を踏まえまして、本年3月から基本計画の策定作業に入り、今月下旬には新病院の整備等に関する調査特別委員会において、基本計画案を提示させていただく予定としているところでございます。

こうした令和2年度決算の状況につきましては、監査委員からは、令和2年度より、新病院の基本計画策定に着手しており、地域医療の確保、医療水準の向上、患者中心の医療、安全管理の徹底、健全経営を図ることにより、持続可能な経営に努められたい、また、令和3年度以降も、コロナ禍による大きな影響が想定され、持続可能な病院経営のための経営改革に引き続き努められたいとの意見が出されたところでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が、ワクチン接種は順次進んではいるものの、今後の収束がまだ見通せない中で、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、必要な取組をしつつ、一般医療の提供にも最大限の努力はするものの、新型コロナウイルス感染症の影響が当面は入院部門で、入院収益の低迷といった形で出てこざるを得ないというふうに考えているところでございます。

そういった厳しい経営状況にはございますが、引き続き経営改善に努め、本市の

地域包括ケアシステムの中核を担う基幹病院としての役割を果たしつつ、地域の皆様から信頼され、親しまれる病院を目指し、病院職員一堂が一丸となって取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、総合病院の決算概要説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

○垣口副委員長 神吉委員。

○神吉委員 それでは、私のほうから、大きく3点の質疑をさせていただきます。

まず1つ目は、主要施策の成果説明の29ページです。決算書のほうは211ページ、工事のところにあるのですが、建設改良費における空調機器の改修、それから、屋上の防水工事などによって不良箇所の改修はこれで全て終了したのでしょうか。

それから、決算書の204ページにあります、建設改良費にあります、不用額とはどのようなことでしょうか。

まず1点目、お伺いします。

○垣口副委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 先ほどの御質問でございますけれども、まず1点目の建設改良費における空調機器の改修、屋上防水工事の改修の進捗状況でございますけれども、空調機器の改修につきましては2か年の計画で進めてまいりました。令和元年度に病室と手術室を改修しまして、令和2年度に南館等を改修して終了しております。

また、防水工事につきましても2か年の計画でしております。令和2年度に南館を改修しまして、令和3年度に北館を改修し、終了となります。今年で、令和3年度で大規模な改修は全て終了予定であります。

また、2点目の不用額につきましては、電子カルテシステムの整備が予算2億円に対しまして、実績が1億7,105万円により不用額が2,895万円出ております。また、空調機器改修では予算5,000万円に対しまして実績が2,585万円により2,415万円不用額が出ております。

予算の積算時には、数社から参考見積りを徴収しまして、平均的な額を算出して、予算の積算をしておりますが、結果として、入札減で大きく不用額が出ております。こういった状況であります。

○垣口副委員長 神吉委員。

○神吉委員 1点確認させてください。

屋上の防水工事が令和3年に終了するとのことですが、3年のいつ終了となっておりますか。

○垣口副委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 3月末を予定しております。

以上です。

○垣口副委員長 神吉委員。

○神吉委員 続いて2点目、主要施策は103ページ、ここは病院事業のことについて伺います。

健全経営対策として重点の置かれておりました医師、看護師、薬剤師の地域完結化、それから、救急患者の受入れ、それとコスト意識、これら3点について、令和2年度の取組はどうであったか伺います。

また、コロナ禍に対してや、そのほかの新たな重点策に取り組まれましたでしょうか、そのところをお伺いします。

○垣口副委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 ただいまの御質問について、私のほうからお答えします。

御指摘のあった3つの観点の1つ目でございます。

医師、看護師、薬剤師の地域完結化についてということでございます。

一般的に最近の若い方々が都市部で働きたがる傾向が多いというふうにいわれています。そういった中で、市内の就職先といたしまして、総合病院が役割の一端を担っていることは十分理解しておりまして、学生の皆さんへのPRとして、これまでから奨学金制度を通じまして、市内の中学校、高校及び近隣の高校、大学、専門学校等、合わせて30校を超える関係施設のほうに奨学金のパンフレットを配布し、御案内をさせていただいているところでございます。

また、令和2年度はコロナの関係もありまして参画はしておりませんが、その1年前の令和元年度には、宍粟市人材力フル活用プラットフォーム推進会議主催の市内の企業を対象とした就職説明会にも参加をしたところでありまして、こういったものにも今後積極的に参加をしてみたい、市内の学生の皆さんへのPRを引き続き図っていきたいと考えております。

また、院内で十分な議論はまだできておりませんが、市内3高校の進路指導の先生方と連携をして、病院職員の魅力を御紹介するような機会をいただけるよう、

働きかけていくことを検討していきたいというふうに考えているところでもございます。

2点目の救急患者の受入れにつきましては、内科系、外科系の2人体制により実施をし、可能な限り救急応需をお断りしないという方針で臨んでおります。

この結果、令和2年度の搬送受入れ件数につきましては843件、応需率にして86.1%となっております。

コロナの影響もありまして、受入れ件数そのものは令和元年度と比べまして1割程度減少しましたが、応需率につきましては微増している状況でございます。

今後とも、患者さんのために継続して救急患者の積極的な受入れに取り組んでまいりたいと考えています。

また、3点目のコスト意識、コスト削減につきましてということでございますけれども、具体的な取組につきましては、現行の病院改革プランに基づき進めておりますが、令和2年度の削減効果としましては、院内物流システムの導入効果として約800万円、電灯のLED化や電力会社の競争を図らせたことによりまして、電気料金が約1,100万円、また、薬剤のジェネリック化の推進によりまして76万円程度の削減を図ったところでございます。

また、併せまして各部門の長が集まります院内の会議の場でも、毎月経営状況の報告に併せまして経費の節減についても呼びかけを行い、意識づけを行っているところでございます。

以上でございます。

○垣口副委員長 神吉委員。

○神吉委員 もう一点なんです、コロナ禍に対してやそのほかの重点策などをつくられて取り組まれたかどうか、こうされたかどうか、お答え願います。

○垣口副委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 特に、行っているものはございません。

○神吉委員 分かりました。

○垣口副委員長 よろしいですか。

神吉委員。

○神吉委員 それでは、3点目です。同じ病院事業のところでお聞きします。

医療外収益の確保などにより黒字となったというふうに載っておりますが、このことの、先ほど説明の中でありましたが、このことに対して詳しく説明を求めます。お願いします。

○垣口副委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 医療外収益の前に、医療収益につきまして、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

医療収益につきましては、コロナの感染症の影響によりまして、入院、外来とも収益は落ち込んでおります。しかしながら、先ほどもありましたように、救急車の受入れ、また、手術件数は前年を上回る状況を保っております。救急車につきましては、全体の搬送件数は減少しているものの、応需数については前年と変わらない状況が維持できております。また、手術件数につきましては、前年を上回る状況を保っております。こういった地道な取組によりまして、患者様1人当たりの診療単価を落とさないよう努力した結果、医療収支につきましてはマイナスでありますけれども、マイナス3億2,000万円の状態でとどまったという状況であります。

また、入院収益につきましては、コロナ感染症患者を受け入れるため、11月に4階病棟を42床から30床減少しまして12床に整備しましたことによりまして、収益が落ち込んだものの、国、県の補助金制度を活用した結果、休止病床につきましては、1日1床当たり7万1,000円、コロナ病床につきましては、1日1床当たり21万1,000円の、総額約4億3,000万円の補助金を受けることができております。

コロナ感染症患者専用病棟整備によりまして大きく入院収益が落ち込んでおりますけれども、減収分を上回る補助金を交付を受けたことが経常収支の黒字の要因です。

入院収益の減少については、コロナ病棟整備により、病床数を30床減少したものの、外来収益の減収額と同額程度にとめることができております。

また、外来につきましては、緊急事態宣言後の4月以降、患者数が大きく減少しております。要因としましては、コロナの感染症の影響により診療控えが要因であるというふうに捉えております。

以上です。

○垣口副委員長 神吉委員。

○神吉委員 経常収支の黒字化、これを理解しました。それで、医業収益の減少のほうなんです、これがコロナ禍における外来の減少など、入院の減少などを理由として挙げられておられますが、本当にそれだけだと考えておいてよいのかというのをちょっと疑問に思っております。ほかに考えられる理由はなかったでしょうか、そのなかったかどうかだけお願いします。

○垣口副委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 特には分析とかしておるんですけども、要因としては余り出てこないですけど、外来患者さんの診療控えの一般的な報道とかの関係がありましてそういう認識をしております。そして、またうちのほうではそういった状況に落ちていますので、要因としては外来患者さんの診療控えというのが非常に大きいとは思いますが。

また、入院につきましては、病床数の減少ということがやはり大きかったということで、主要なものとしてはその2つが大きな原因かなというふうには思っております。

○神吉委員 終わります。

○垣口副委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 若干補足をさせていただきますと、そういう診療控えもさることながら、以前にも私、議会で御説明申し上げたこともあるんですが、やはりコロナ禍ということで、生活スタイルが、国民の皆さんの生活スタイルが変わって、疾患の発生なんかが構造的にちょっと変化をしているような部分もありますので、そういったものも合わせて今の診療実績に反映している部分があるかとは思いますが。

以上です。

○垣口副委員長 よろしいですか。

○神吉委員 分かりました。

○神吉委員長 それでは、次の事業に移ります。

コロナ関連の補助金の収入です。

大畑委員、お願いします。

○大畑委員 ちょっと待ってください、どれでしたっけ。

○神吉委員長 それでは、病院事業のほう、八木委員。

○八木委員 すみません、私の質疑も先ほどのあれと説明で分かりましたし、部長の最初の挨拶でも分かったんですけども、それ以外に、その前の救急患者の受入れでちょっとよろしいでしょうか。

先ほど救急患者の受入れが、内科、外科の2科体制を確立して強化されたと言われたんですけども、その前に、小児科外来においても、土日祝日の応急診療を開始したとあるんですけども、救急のほうでは、小児科のほうはまだできていない状態、されているのでしょうか、されていない状態なのでしょうか。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 小児科につきまいては、現在ドクターが3人体制ということで、決して余裕のある体制ではございません。そういった中で、3名になった段階で、それまでは月曜日から金曜日までの平日だけの診療を行ってございましたけども、土日の午前中のみということではありますけども、ある意味、年中無休体制というような形で小児医療に当たらせていただく体制を構築したということでございます。いわゆる夜間の小児救急等は、申し訳ないんですけど、それはマンパワーの関係では手が回らないということでございますけども、土日の午前中の部分について対応させていただいているというふうに御理解いただけたらなと思います。

○神吉委員長 よろしいか。

大畑委員、次の6番のほうへいってもいいんですけれど。

○大畑委員 4番から。

○神吉委員長 4番からいけますか。

○大畑委員 それでは、決算書218ページのコロナ関連補助金収入のことについてお伺いしたいと思います。

まず、収益的収入で約5億4,000万円ですか、ありますが、コロナ関連の補助金が幾らなのかということをお伺いしたいのと、それから、資本的収入の補助金5,000万円のうち、コロナ関連の補助金が幾らなのか、お伺いいたします。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 まず、1点目の収益的収入のコロナ補助金の内訳ですけれども、5億4,315万円のうち、コロナ関連補助金につきましては5億3,628万円でございます。

主な内訳は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保したことによります空床休床補償として4億2,951万円、発熱患者の外来診療、検査体制を確保することに要する人件費として4,155万円、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急周産期小児医療体制を確保することに要する陰圧装置等の備品、施設修繕等の経費として3,000万円の補助金を受けております。

2点目の資本的収入の中でのコロナ関連の補助金でございますが、5,011万円のうち、コロナ関連の補助金は3,800万円でございます。主な内訳につきましては、PCR検査機器、2台購入しております。この費用が1,009万円です。陰圧装置、生体情報モニターなどの医療機器が2,638万円であります。こういった補助金収入がございます。活用できる補助金につきましては積極的に活用しているという状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 収益的収入のほうのコロナ関連の補助金については、その成果というの
はよく分かっておりますが、先ほどおっしゃいました資本的収入のほう、PCR検
査の状況とか、あと陰圧装置のこととか、少し事業の成果として分からないので説
明いただけたら、お願いしたいんですけど。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 PCR検査機器につきましては、院外に検査
場を設けております。そちらのほうで使用はしておるんですけども、導入するま
では、検査から抗体をとりまして、2日程度外注しておりましたけれども、この機
器の導入によりまして、1時間ないし2時間、それぐらいの程度ですぐ検査結果が
出ますので、たくさんの方に御利用いただいているという状況であります。

また、陰圧装置につきましては、コロナ病棟を中心に、感染防止ということで整
備をしているという状況であります。成果としては当然上がっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 PCR検査は、これは総合病院の利用者に対するということで、外来で
PCR検査を求められたというようなことに使われているわけではないわけですね。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 保健所のほうから要請がありました方につ
きまして検査をしているという状況であります。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、大畑委員。

○大畑委員 次に、病院事業について、主要施策の103ページ、全体なんです
が、決算書でいいますと、209ページでお伺いしたいんですが、まず、病床利用率なん
ですけども、77.6%という報告をされているんですが、昨年度のほかの資料を見ます
と70.7%なんですね。これはごめんなさい、前年度ね、そこがちょっと数値が、ど
の資料が正しいのかというのを確認したいんですけども。総務省の公表されている
病院経営比較表では令和元年度70.7%なんですね。それから、総合病院が出されて
いる病院年報、これも70.7%なんです、決算の資料で出てきているのは77.6%や
ったかな、出てきているので、その違いをちょっと教えてください。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事課長 それでは、病床利用率についてお答えさせていただきます。

総務省が公表する数値につきましては、許可をされている病床数を分母にしておりまして、決算書につきましては、現に稼働している病床数を分母として算出しておるため差が生じております。

当院におきましては、現在許可病床数199床に対して、稼働している病床数179床であるため、総務省の数値では70.7%、決算書の数値につきましては77.6%となっております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

大畑委員。

○大畑委員 その違いは分かりましたけど、実際病床利用率というふうに公表されて、いろいろ議論するときには、一本の数字でいくべきかなと思うんですけど、それは許可病床数でいくというのが普通なんじゃないんでしょうか、使い分けられたらちょっと分からなくなるので。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 特段決め事はないですけども、ほかの病院でも、いわゆる病床利用率を見るときは稼働病床を分母にしているのが多いです。ただ、総務省は国の統計として旧来から許可病床を分母にしているということがあるので、そこにちょっとそごがあって、お分かりにくい面はあるかもわかりませんが、運営分析上はやはり稼働病床をベースにして物事を考えるのは多くございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 稼働していないところも含めて、病院経営という形で言えば、許可病床で率をちょっと議論せなあかんのかなというふうに思っていたので、実際は稼働していることに対してどれだけベッドが埋まっているのかということを見せてきたというのはよく分かるんですけども、ちょっと経営のところからどうなのかなと。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 決して数字を小さくして何か姿見をよくするとか、そういう意図ではなくて、稼働していないということは、例えば病棟に看護師さんも必要数張りつけてありませんので、コストもかかっていないということですから、許可病床というのは権利ですよ。権利はホールドしているけども、いろんな諸事情で権利をフル活用していないだけの話で、かかっていないコストに対してということ

を考えれば妥当な考え方だと思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 コストがかかっているんだったら分かりました、かかっていないんだったらよく分かりました。

それで、次に、この病床利用率、全体はそうなんですけども、それぞれ3階の南と北、それと5階ごとにどのような利用率になっているのか、教えてください、令和2年度です。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事課長 それでは、3階南病棟につきましては70.2%、3階北病棟につきましては66.1%、5階病棟につきましては88.3%となっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。

次に、入院患者数の評価についてと外来患者数の評価、それぞれ伺いたいんですが、入院患者につきましては、前年度対比で小児科、産婦人科が減ってきております。それから、それをどのように評価されているのかということと、外来についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それと、先ほど事務部長さんのほうから、コロナ禍における生活スタイルの変化で患者数の、診療控えとは別の変化が現れているというお話がありましたが、もう少しちょっと具体的に教えてください。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事課長 それでは、入院の患者の減少につきましては、先ほど申し上げましたように、コロナの影響によって生活様式が変わった、そのことによって、外へ出る、外出を控えることがあって、ウイルスに関わる急性の気管支炎ですか、そういった疾患、また、産婦人科につきましては、里帰りされて出産される方が少なくなったというようなことが入院の減につながっております。

また、外来につきましては、先ほども申し上げましたが、外出を控えることによって、整形外科においても、外へ出て、倒れて、転倒して骨折するようなことが少なくなったというようなことが平年より少なくなっておりますので、そういったことで感染症による患者数の変動と考えております。

以上です。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 牛谷課長の説明と若干重複するんですが、生活スタイルということでは、我々も含めて、お子様も日常的にマスクを着用するように今なっているというのは一般的になっていると。そういったことで、マスクをしていますと、やっぱり気管からのウイルス性の炎症というものが極めてリスクが軽減されるので、それに起因するようなウイルス性の疾患というのが減ってきたということが一つですね。

それから、高齢者の方も含めまして、人流の抑制ということで、不要不急の外出を抑えたりしているものですから、どうしても、特に高齢者の方なんかそうですが、出歩いたりしますと、ちょっと転倒されたりとか、そういうようなリスクも多くなっていくということで、そういった意味で、無理をしない生活をされるという機会が日常的になってきたので、行動に伴って、発生するリスクに伴っての疾病というものが大分減っているのではないかというふうに受け止めております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 意味は分かりました。理論的にそういうことが考えられるということなんです、分かりました。

それと、よろしいですか、続けて。

○神吉委員長 どうぞ。

○大畑委員 医師が令和2年度からは4名、前年度に比べて増えています。内科、外科、小児科、産婦人科、それぞれ各1名ずつ増えていっているんですが、そういう医師の増にかかわらず、やっぱりコロナが原因かもわかりませんが、集患数が減っていているというあたりで、このあたりの評価をどういうように考えておられるのか、せっかく医師が増えているのに、患者数が落ち込んでいるという、こういう状況ですね。そこについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 医師の増員に伴う診療報酬の稼働額の状況ということなんですけど、一般的に考えれば、医師が増えれば稼働額も増えるというのが一般的だというふうに考えます。しかしながらということなんですけども、総合病院の場合は特にと申すんですけども、まず、医師の増員の中でも、いわゆる県養成医というような立場の方も来られています。それで、県養成医は御存じのように、やっぱりいわゆるベテランの医師というようなレベルの方ではなくて、まだ修行中の身みたいな方が来られるんですけれども、そういった意味では、やっぱりやれる範囲というか、そういったものも限られてきますし、我々としては当然養成医であってもド

クター免許を持った方ですので、通常診療はできますし、また、将来、そういう期間を過ぎて、もう正式な経験豊富なドクターとして当院に定着していただいたり、戻ってきていただくと非常にありがたいという期待値も込めている部分がありますので、御縁があるときに来ていただけるというのは、その来ていただいたときに、医師の増員に伴って診療報酬もアップ、単純にすれば一番理想的なんですけど、たとえそうでなくても、ある意味、近い将来の先行投資といった側面もあると思いますし、それから、少ない人数で今まで何とか切り盛りしてきておられても、年々、以前からおられるドクターも毎年お年を取られますし、だんだん体力的な問題というのがあります。そういう意味で永続的に担保していこうと思うと、若干余裕がある体制で回してもいいですし、オーバーワークの軽減という意味でも必要な増員というのは安定的な体制維持のためには必要やと思いますし、そういうふうにとちょっと広めに考えますと、必ずしも売上げ連動みたいな形にはなっていないにしても、それはやむを得ない側面があるというふうに理解しています。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。医師が増えたからすぐ増えるという、そんな単純なものではないだろうというのは分かりますので、将来に結びついていくということを期待をしたいと思います。

それと、令和2年度は、冒頭、副院長のほうから御説明がありましたように、外来が4診から5診という拡大をされました。にもかかわらず減ってきているということに対して、それはどう評価されているのか。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 そこは非常にいたしかゆしなんですけど、その厚みをつけた部分というのは、曜日によってやっぱり患者さんのもともとボリューム感というのが若干差異があります。そういったことに着目して厚みをつけている側面はあるんですけども、当然のことながら、我々のところをかかりつけ医的にお使いになっている患者さんもいらっしゃる、いらっしゃるし、いわゆるちょっと俗な言い方をすると、一見さんのみにお見えになる患者さんもいらっしゃるということなので、そういったものが総数として外来患者さんになっておられますから、こういうコロナ禍ということで、特にかかりつけでない方につきましては、ちょっと控えるというような行動様式も当然ありましようしということで、結果的にはやむを得ないのかなというふうに思っております。

○神吉委員長 よろしいですか。

それでは、津田委員。

○津田委員 ほとんど病院事業について引き続きなんですけども、大体聞いたんですけども、兵庫県医師会でドクターバンクを活用した動きというのは令和2年度あったのか、その辺をお聞かせいただいてもよろしいですか。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 兵庫県の医師会のドクターバンクの活用については、実績のほうはありません。医師の確保につきましては、関係大学の医局を通じまして採用、もしくは一般公募による採用が一般的な流れになっております。そういったことにつきましては、良質な人材の確保の観点から、現在は関係大学医局を通じまして、採用が確実性が高いというふうに判断しております。

しかしながら、多様な医師の確保の手段として、御提案いただいた兵庫県医師会ドクターバンクの活用も視野に入れまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 これも、僕も見ていて、本当に活用されているのかな、兵庫県のほうは、これはうまく機能しているのかなという思いもあったんですけど、充足率としては令和2年度はどうだったんですか、医者と看護師の充足率としては何%ぐらいでいたんですか、まちづくり指標で。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 定数としては若干まだ下回っている状況ではあります、条例上の定数につきましては。しかしながら、また、今年度、補充できる分については採用してというふうな方向では進めてはおります。

○神吉委員長 よろしいですか。

続いて、垣口委員。

○垣口委員 病床減による受入れ体制に問題がないというようなお話が先ほど出ておりましたので、あえて1点だけ。

療養環境の改善のために、4階、5階の病床が減になっておりますけれども、これは病院側にどういうメリットがあり、また、患者さんに対してもどういう効果があることを見越してやられたことなのか、ちょっとその1点お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 4階、5階の病床の構成の変更につきまして、お答え、私のほうからさせていただきます。

御案内のとおり、病室の病床数の変更、ベッド数の変更につきましては、急性期を経過した患者様ができるだけ円滑に自宅へ、施設にお戻りになれるよう、リハビリテーションを行うなど、回復期の患者さんを受け入れる地域包括ケア病棟として整備したことに伴うものでございます。

6床を4床に、あるいは3床を2床にすることによりまして、物理的にベッド周りに余裕を持たせることによりまして、患者様側からは、隣の患者様との間隔ができるので、例えばベッドサイドでポータブルのおトイレを使われるとき、あるいは様々な物音などが気にならずに、少しゆったりとした気分で療養ができるというお声をいただいております。

また、病院スタッフサイドから見ますと、どうしてもベッド間が狭かったりしますと、医療機器の設置や処置、あるいは食事介助等のケア時に非常に狭苦しくて、窮屈でやりにくいというようなことがありますから、それがやりやすいということになりますし、また、物理的な空間があることで、一般的な接触感染とか、飛沫感染みたいなものの防止というような意味で、感染対策上も一定の有用性があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、療養期間を要する回復期の患者様に良質、安全な医療を提供し、快適に過ごしていただけるような体制整備ができたものというふうに受け止めております。

以上です。

○神吉委員長 次は、山下委員。

○山下委員 令和2年度に感染拡大防止のためのコロナ対策として、電話診療やオンライン面会が行われましたが、その成果や評価を教えてください。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事課長 それでは、お答えさせていただきます。

コロナ感染症の影響によって、来院患者の感染を防ぐため、少しでも混雑を解消するために、病状の安定した方でお薬のみを対象にした方を令和2年5月12日から電話診療を開始しております。

全体では1,063件、患者延べ数で、割合で見ますと1.2%となっております。

主な診療科で見ますと、産婦人科で772件、内科で123件、小児科119件等になっ

ております。

以上になります。

○神吉委員長 山下委員、よろしいか。

○山下委員 それに対しての患者さん、また、病院側の評価というのはどのようなものでしたか。

○神吉委員長 大前次長。

○大前総合病院事務部次長 電話診療による患者様、あるいは病院側の効果と申しますか、そういったところにつきましては、やはりこの電話診療を始めてまいりましたのは、コロナ感染症の拡大がだんだんこのあたりにも増えてきたというふうなところを受けまして、厚労省の制度がありましたので、電話診療に早速取り組もうじゃないかということで、5月から始めたところであります。

これによりまして、患者さんもなるべく外出しにくい社会の中で、電話で済むのならということで、電話を希望される患者さんも多くございまして、それで、前もって電話診療でどうかというふうなことであるとか、診察に来られた際に、次は電話でいいよというふうな主治医からのお話もある中で、患者さんが選択される、あるいは医師が進めるといった形で、なるべく病院内への人流を抑制するという意味で、患者様の負担も軽減しますし、あるいは病院スタッフの勤務についてもその分が軽減されてきたというふうな効果があります。

○神吉委員長 続いて、資産購入費、大畑委員。

○大畑委員 続いて、決算書の225ページに資産購入費があがっておりますが、その内容は211ページに書いてあるんですが、機器名を書いてあるんですが、これらの契約については競争入札で行われているのでしょうか、契約の方法についてお伺いします。

それから、医療機器、特に高額な医療機器なんかの更新に対しての方針ですね、というのはお聞きしたいんですが、以前の決算委員会とか予算委員会で大体おおむね1億円ぐらいをめぐりに更新を考えているというようなお話がありましたが、規模的には倍ぐらいになってきているので、何か方針ということでは変わってきているのかどうか、その辺も含めて御説明をいただきたいと思います。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 医療機器の購入につきましては、登録業者全社に見積り依頼を従来どおりしております。その中で、最低価格業者とさらに価格交渉をしまして、業者決定をしているという状況であります。その他の一般備品に

つきましては競争入札で業者を決定して、契約のほうをさせていただいております。

また、医療機器の更新につきましては、各機器の耐用年数を考慮して、更新計画を立てております。計画では、耐用年数だけでなく、更新機器の状態や各部署のヒアリングや予算状況を踏まえながら、中長期的な更新を計画しておりますが、使用頻度の関係もありまして、故障したり、突発的な購入もあることから、臨機応変に対応しながら、安定的な機器の更新が図れるように取り組んでおります。

しかしながら、非常に機器はたくさんございます。耐用年数が5年であって、5年で更新というのはなかなか難しい状況でありますけれども、優先順位をつけまして更新をしていっているという状況であります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。過去には高額な医療機器がありながら、医師が不足しているということで、その機器が動かせないというような事態もあって、眠っているような残念なことがありましたけど、今はそういうことはございませんでしょうか。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 現在のところは、そういった状況は聞いておりません。

○神吉委員長 よろしいか。

次は、今井委員。

○今井委員 これは去年も同じようなことを聞いたんですけども、企業債のいわゆる借金ですね、その減り方がちょっと鈍いので、ちょっと心配になるからお聞きしているんですけども、これは、通告のページ間違っています、決算書の217ぐらいのところなんですけども、去年、一昨年と同じところをずっと見比べていって、していったところ、大体毎年3億ちょっとですね、企業債を償還されているということで、それで、僕が前、以前に調べたときに、現在の病院を建てたときの借金は、これで大体新病院が建つまでには済むんだという話をお聞きしていたんですけども、だから、それ以降、令和2年度なんかは、今、大畑委員のあれもありましたけども、2億3,000万円ほどはやっぱり機器等を中心にして新たに企業債が増えています。要するに、ここ最近増えている分は、結局返し終わるのは令和6年、7年、8年ぐらいまでのところなのかなと思いますので、要するに、来年、再来年とかになったら、この企業債の返還額がもうちょっとががっと増えるのかなというふうに思うわけですが。

○神吉委員長 今井委員、質疑してください。

○今井委員　ということで、結局、新病院の建設ですね、そこにその部分の借金と重ならず返していけるという当初の見通しというのはそのままちゃんと維持できているのでしょうか。

○神吉委員長　菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長　今井委員の御質問に私のほうからお答えします。

基本的な仕組みとしまして、御案内のとおり、企業債残高につきましては、企業債は元利均等で償還をしていくということになっていまして、高額医療機器だとか、施設環境の大規模改修なんかがあった年度につきましては、一時的に新たな起債を起こしということになりますので残高が増えます。その結果、前年度と比べまして、毎年度一定の償還はあるんですけども、そこと相殺されてしまって残高の減り方が少なくなるように形として見えます。

また、そういった中で、起債の対象となる事業というのが、毎年度ボリューム感はその年によって当然違いますけども、一定ございます。その財源として企業債を充てることが多くございますので、そういった意味で、一定の期間に対象事業費が集中しないように、その平準化に中長期的な視点から努めているところであります。

そういった中で、令和2年度では、電子カルテシステムというものの更新、これを行いましたもので、かなり高額な事業費が発生しましたので、その調達財源としての起債を起こしましたものですから、一時的に起債残高が増えて、御指摘のあったように、令和元年度の残高からの減り方が少ない形の姿というふうになっているところでございます。

医療機器を除きました新病院の整備事業費というものに着目をしましたときに、新たにその関係で起こす負債の元金の返済開始というのは令和10年度からの予定になります、令和8年度開院という前提に立ったときに。

それで、そういった中で、全病院の起債の残高というのは、建物はぽつ、ぽつと整備、改修したらいいんですけど、医療機器は毎年いろいろと調達から何年たって、使用の不具合がどうのこうのというようなことで必ず何らかの医療機器の調達というのがありますので、そういった意味で、どこまでが現病院に関わるものかという、ちょっと概念的な整備も若干あやふやな面もあるんですけども、そこは令和8年度までという、の調達というふうな考え方のもとで切ったとしてというふうに御理解いただきたいんですけども、そういうふうに考えましたときに、現病院での起債の残高というのは、建物、医療機器関係含めまして約7億円残債が残っている

という試算になります。

それで、新病院に移転したとしましても、当然その7億円の分というのは新病院の整備に関わる以外のものとして引き続き計画的に償還が合わせて行われることになります。新病院の分として、まだ総事業費が精査し切れていませんので、確たることは言えませんが、仮に総事業費が、新病院調達時の医療機器も含めまして、事業費総額は、例えば100億円というふうに想定しますと、開院後、5か年の元金償還は現病院、新病院の100億円オーダーという想定のもとに、元金償還は約5億円で推移するという見込みです。6年目から現病院、新病院合わせまして約3億5,000万円で推移するというような見込みを立てております。

そういった数値的な状況でございますけれども、いずれにいたしましても、新病院の建設事業に伴いまして、一定期間は償還額が上乗せになるという部分は、これは不可避でございますので、やむを得ないと思っておりますけれども、そういった負債の返済にも病院事業の経営が十分耐えられるよう、事業収支をよく慎重に検討していきたいと考えていますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○神吉委員長 よろしいか。

今井委員。

○今井委員 すみません、ちょっと今の話で確認します。

7億円残っているというのは、令和10年の段階で7億円が残っているというふう
に、ということでしょうか。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 はい、そうです。要するに新病院整備事業というくくりで
かかった経費に対する起債の返済、元金の返済の開始が令和10年度からですから、
その直前までで、現病院として残っている残債が7億円ということです。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すみません、もう一つ、令和2年度で、その補助金とかで、4億何ほか、
5億円近い純利益という形になったわけですが、これを繰上償還とか、いうよ
うな形で使うような、そういうふうなことはないんですか。

○神吉委員長 菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 なかなか国からの借金ですので、余りそういったものを基
本的には認められておりませんので、向こうも償還でやりくりされていますから、
繰上償還されると、向こうの収支に影響するといったこともあって、余り繰上償還
は基本的には認められていないので、残念ながらということです。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 病院事業費用のところの関係でお伺いします。決算書221ページです。

報償費約2億円、これは多分非常勤のドクターだろうと思うんですけども、この内容と評価、ちょっと前年度とか単位が分からないので、これの評価を伺いたいと思います。

それから、委託料の約2億6,000万円というのはちょっと内容が分からないので、これについても教えてください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 報償費の2億円につきましては、御質問のとおり、非常勤ドクターの給与でございます。令和元年度までは給与費で支払いしておりましたけれども、地方公営企業法の施行規則の一部改正によりまして、報償費から支出するという経理処理の変更になっております。この金額につきましては、歴年2億円前後を推移しているという状況であります。大体1か月当たり45人ぐらいの先生がこちらのほうに勤務いただいているという状況であります。

また、2点目の委託料の内訳につきましては、主なものにつきましては、窓口、当直等の業務で約9,900万円、医療機器システムの補修業務で6,000万円、建物の保守管理業務で3,200万円、検査の外注費で3,000万円の支出となっております。

委託料の内訳については以上でございます。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

事前質疑、事前通告いただいている中で、ほかに関連で質疑があれば、1点のみ受けますが、ほかにございませんか。

今井委員。

○今井委員 すみません、一つお聞きしたいんですけども、4階病棟をコロナのほうに割り振ったという形で、それが要するにほかの入院患者ですとか、にしわ寄せがいったとか、というようなことは、稼働率を聞いていたら、ほかもそこまで逼迫していないのではないのかなとは思うんですけども、それによって従来の医療に影響があったとかいう部分はどのようなのでしょうか。

○神吉委員長 最後の1点、答弁をお願いします。

菅原事務部長。

○菅原副院長兼事務部長 なかなか難しいところなんですけども、全く他病棟に影響がなかったかといいますと、なかったわけではないと。例えば一番分かりやすい例で言うと、3階北病棟、これは小児周産期の病棟なんです、本来の属性は。しか

しながら、4階が使えないということで、女性の周産期と関係のない、いわゆる妊婦さんじゃない女性の患者さんを一定その病棟で引き受けたりしたというような部分がありますね。それは別に妊婦さんを拒否して受け入れたという意味ではなくて、空きを使ってやったという意味だけなので、そういう意味では、一般医療への影響というのは、例えば、コロナを優先するがあまりに一般医療の患者さんを排除したとか、そこまでの現象は起きておりませんが、若干ふだん見ないような患者さんをほかの病棟で病棟スタッフに見ていただくという意味では、少し御負担をおかけしている部分もありますけど、病院ですから、総合病院でありますので、そのあたりはやむを得ないものということでスタッフも理解をいただいているので、頑張っているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 以上で、総合病院の審査を終了します。説明職員の皆様、ありがとうございました。

部局入替えのため、暫時休憩とします。暫時と申しましても、2時15分から開始します。2時15分まで休憩します。

午後 2時05分休憩

午後 2時15分再開

○神吉委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

会計課の審査を行います。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

前川会計管理者。

○前川会計管理者 失礼をいたします。令和2年度の決算認定の審査につきまして、委員各位におかれましては連日の審査になっておりますが、会計課の決算審査のほうにつきまして、よろしく願いいたします。

それでは、令和2年度の会計課の所管の決算概要につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

一般会計決算書36から39ページ、委員会資料の1、2ページについて御説明いたします。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金については、予算額4,473万6,000円に

対し、決算額が4,471万9,165円であり、内訳としまして、基金利子が4,415万2,331円、財務課等で所管しております株式等配当金が56万6,834円となっております。

前年度決算額と比較いたしますと229万4,136円の減となっております。この主な要因といたしまして、基金条例の廃止に伴う基金を取り崩したことや低金利の状況が続いていることなどが考えられます。

次に、一般会計決算書42、43ページ、委員会資料は1ページの諸収入の市預金利子につきましては、当座預金に余裕のあるときに短期の大口定期預金へ運用した際の利息として9,176円を決算しております。前年度決算額と比較しますと、1万7,521円の減となっておりますが、社会情勢等の低迷に伴いまして、金融情勢も大きく影響を及ぼしており、今以上に低金利となっております。そのため、定期預金の利率は大きく下がったことが要因と考えられます。

次に、歳出ですが、決算書64ページから67ページ、委員会資料の1ページでございます。

会計管理費の決算額は813万2,675円で、主な支出につきましては、役務費の公金取扱手数料が331万7,815円で、取扱件数につきましては19万4,742件でございます。

最後に、委員会資料2ページには、基金ごとの積立て、取崩し等の状況を一覧にしておりますのでよろしくお願いたします。

なお、基金管理につきましては、出納整理期間に係る規定が適用されていないので、基金の会計年度は4月1日から翌年3月31日ということになっておりますので、御了承いただきたいと思いますと思っております。

以上で、会計課所管の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

それでは、林委員。

○林委員 私からは、基金の運用について質問、質疑いたします。

決算書の38から39の最上段でございます。基金運用収入という科目でございますけれども、昨年度の決算で見たら、昨年度、決算額は3,000万円ちょっとあったんです。それが令和2年度の決算でゼロになつとるんです。それで、当初予算の段階で180万円ちょっと予算が計上されておったんですけど、補正で全額落とされておるんです。それで、当初では基金の運用をしようという計画があったようなんですけど、それがなくなった要因ですかね、原因は何なのですか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 失礼します。

先ほど御質問のございました、基金運用収入について、こちらのほうより報告差し上げます。

まず、昨年度、かなり金額がたくさん基金運用収入、決算がありましたが、その内容といたしましては、新病院の土地の購入ということで、こちら購入した財源といたしまして、野村証券保有の債券、有価証券を取り崩しました。この基金運用収入と申しますのは、債券の売却時及び償還時に発生する運用の益、運用益をこちらの科目に歳入しております。それで、令和2年度、先ほど御質問のございましたとおり、当初予算におきましては、確かに182万8,000円予算要求しておりました。こちらの内容といたしまして、令和2年度、旧一宮保健福祉センターを社会福祉協議会に無償譲渡したことに伴い、施設の改修工事、こちらのほうが発生しましたので、改修工事に係る補助金を社会福祉協議会に交付し、その財源といたしまして、地域福祉基金を充てることといたしました。その中で、地域福祉基金、基金運用につきましては、定期預金と有価証券、債券での運用をしておりますが、定期預金だけでは金額が足らずに、この事業額が補えないということで、年度当初につきましては、債券を一部売却する方向で予算計上されております。その金額が182万8,000円となっております。

しかし、年度途中に、県の交付金なんですけど、ひょうご地域創生交付金の支給が決定が確定したため、交付金と定期預金で財源確保ができましたので、野村証券の保有の有価証券、こちらについては大変利率が高いものでございます。そちらの債券を売却するのは、こちらももったいないという判断をいたしまして、財源の確保ができましたので、9月補正で基金運用収入を全額減額としております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、津田委員。

○津田委員 私のほうからは、決算書の231ページの株式の配当金なんですけども、これはどこから入っているのか、お願いします。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 失礼いたします。

先ほどの御質問、株式配当金の内容といたしまして、こちらは、3か所から入金
のほうがあります。まず、1か所目、みずほフィナンシャルグループ、こちらのほ

うから4万5,226円、それで、2つ目といたしまして、神姫バス株式会社より1万1,608円、最後、3番目、姫路ケーブルテレビから40万円入っております、合計56万6,834円の決算となっております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 この有価証券、例えばどういう基準でこれを持たれているのかなと思って。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 失礼いたします。

その基準についてですが、こちらのほう、冒頭、会計管理者のほうの説明でもございましたが、株式配当金につきましては、会計課所管の事務ではございません。各担当課のほうで事務処理をしておりますので、株式購入に伴う出資配当金という内容はこちらは把握しているんですけど、細かい基準等は、申し訳ありませんが、会計課では把握はしてございません。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 あと、今まだ神姫バスからの優待券というのはまだきているんですか、これは。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほど確認、御質問のありました優待券、神姫バス、そちらにつきましては、年2回、6か月ごとに担当課のほうで預かっております。預かった優待券、株券につきましては、こちらのほう、会計課の金庫で保管しております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 その活用に関しては、別に会計課が関与しているわけではなく、それはどこが、総務かどこかになるんですか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 失礼します。

おっしゃったとおり、会計課のほうではその使い道、用途につきましては管理はしておりません。担当課につきましては、財務課のほうで担当しております。

○神吉委員長 発言通告に伴う質疑は終了しました。

関連で質疑があれば受けませんが、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 それでは、これで会計課の審査を終了します。説明職員の皆様、ありがとうございました。

部局入替えのため、暫時休憩します。

午後 2時26分休憩

午後 2時28分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

議会事務局の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

小谷局長。

○小谷議会事務局長 失礼いたします。本日の審査、議会事務局が最後となりました。よろしく願いをいたします。

議会事務局といたしましては、会計年度任用職員を含めまして全部で6名という体制で業務に当たっているところであります。議会のほかに公平委員会、監査委員会、それから、固定資産の評価審査委員会と全部で4つの事務局をもってやっているとござります。議会事務局の中の議会以外の3つの部分につきましては、担当課長が1名おりますけれども、局長と局員といますか、事務局の職員1名は兼務体制ということで、議会事務局計6名ということなんですけれども、議会の純粋な定員ということで申し上げますと4名、4人に足りないというような計算上なります。マンパワーという部分で申し上げますと、若干足りていない状況の中で、議会として調査ですとか、政策立案ですとか、そういった部分を受け持つ職員が不足しているということで、若干苦勞といたしますか、そういう状況があるのかなというふうに考えております。

令和2年度の状況なんですけれども、議会の決算といたしましては、不用額として、令和元年から引き続きになっているような状況ですが、いわゆるコロナ禍の部分において、総会ですとか、研修会、そういったものが書面開催、あるいは中止といったことによりまして、大きくいいますと旅費の執行が少ないような状況となっております。あとは毎年のことで恐縮なんですけれども、政務活動費の執行率がちょっと悪いのかなというふうな状況であります。

監査につきましては、いわゆる宍粟市職員措置請求、住民監査請求ですけれども、

それが1件ございました。監査委員会と重ねまして、結果を請求人の方に通知をいたしまして、ホームページですとか、広報誌に公表したところであります。

あと、公平委員会、固定資産評価審査委員会の部分につきましても、特に公平委員会は全国の公平委員会ですとか、近畿、県、それから、西播磨、4つ公平委員会があるんですけれども、その各総会ですとか、研修会が書面、あるいは中止ということになりまして、こちらにつきましても、報酬ですとか、旅費の支出が少なかったというような状況になっております。

詳細につきましては、事前に配付させていただいております資料をごらんいただきまして、令和2年度の決算につきまして審査をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

まず、津田委員。

○津田委員 そうしましたら、私のほうから、AI活用による会議記録調整についてです。

まず、このAIシステムの導入によって委託料の抑制はできたということになってはいますけれども、例えばこのシステム、導入されるに当たって、ほかのシステムとの比較検証はされていたのか。それと、1年間活用して、AIの学習能力はどうだったのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 小椋係長。

○小椋議会事務局係長 失礼します。

それでは、津田委員の質疑にお答えいたします。

AIシステムの導入に際しては、5社から資料を取り寄せ、営業担当の方にお話も聞き、比較を行いました。デモ体験も行った結果、システムの使いやすさと値段、それから、議会だけではなく、他部局の会議にもスムーズに活用できるといった点を評価し、導入を決定いたしました。

検証といった部分では、導入してこの1年で特段問題なくと申しますか、期待どおりのパフォーマンスをしてくれていますので、3年間の長期契約ということもありますので、一つの見直しの時期である令和4年度まではしっかり活用していこうと思っております。

ただ、AIの技術も日に日に進歩しているような状況でありますので、見直しの

時点でもっとよいシステムが出てくるようであれば、比較もしてよりよい選択をしていければなど考えております。

次に、AIの学習能力についてですが、このシステムは導入団体が非常に多く、多くのサンプルを集めて、頻繁に使われるような言葉については高い学習能力があるというのがポイントになってきております。

例えば、SDGsとか、コワーキングスペースとか、DX推進とか、そういう最近よく聞くようになった言葉でも正確な変換ができるようになっていきます。ただ、逆を言えば、宍粟市だけの言葉や一発言者の話し方のくせなどは学習しませんので、以前からお願いしておりますように、ゆっくり、はっきり誰でも聞きやすいような話し方を心がけていただければと、皆さんのお手元に届くAIで変換した原稿も読みやすく、便利に使いやすくなっていくのかなと思っております。この点は理事者の側にもいえることではないかと思っております。発言について引き続き御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 大変よく分かりました。我々、方言とか、その辺をなかなか認識しないという、やっぱりこの辺は教えさせてもなかなか覚えられないものなんですか、大分、かなりの量を教えていかないといけなくなるわけですね、それは。

我々もしっかり、会議録とか、その辺がスムーズにできるように、我々もしっかり気をつけて、ゆっくり、丁寧に、標準語をなるべく使えるように、しゃべるように心がけます。

以上です。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 主要施策の102ページの広報広聴事業についてお尋ねをいたします。

予算をしっかりとっていただいているのに執行が悪いというのは跳ね返ってくるのかなと思うんですけど、一般財源の枠配分方式という形で、非常に厳しい中で、しっかり議会の広報広聴活動という意味で予算確保していただいたんですが、残念ながら決算額としてはマイナスの109万6,000円ですか、という形になっております。

コロナの影響を相当受けていると思っておりますけども、それ以外の要因でこういう活動ができていないということがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 決算額が令和元年度と比較して109万円減額となっているところで、これは、予算の段階から減額となっておるんですけども、大部分がAIを活用した会議記録調整システムを導入したことによりまして、業者委託で作成していた分が自前で作成することにしましたので、その部分が大きく占めております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうことやね。ということは、いわゆる広報広聴、議会議員の広報広聴活動としての活動が何か少なくなっているとか、予算で計上していたけどできなかったということではないわけですか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 決算ですので、金額に現れるところではこの部分になります。ただ、活動としましては、議会報告会であるとか、おでかけ市議会、こういった部分の広報広聴常任委員会におけるところで活動できなかったというところはコロナ禍においてという状況もありまして、できていないという部分も一定あります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、議会改革、大畑委員。

○大畑委員 続いてお願いします。

部局資料の8ページ、9ページに、これまでの議会改革の状況ということで出させていただいておるんですが、これまで議会改革のランキングとしては、結構上位にあがっていたと思うんですが、最近ちょっと下がってきているということで、令和2年のランキング、もし分かれば参考までに教えていただきたいと思うのと、それから、少し議会改革が停滞しているかなというふうに思うので、その辺の要因について、事務局としてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○神吉委員長 小谷局長。

○小谷議会事務局長 失礼します。

まず、最初の議会改革度ランキング、これは早稲田の、早稲田大学のところでやっているやつなんですけども、マニフェスト研究会というものになります。これは、アンケートによりまして改革度を点数にして表すという形になっておりまして、全国で1,788議会あるわけなんですけれども、昨年度は、そのうちの1,404議会、全体の78.5%がアンケートに答えられたというところで、全部が答えているわけではあ

りませんので、目安にしかならないランキングやというふうに私どもは考えております。

それで、実は300位まではどここの議会という形で公表されるんですが、残念ながら宍粟市は公表されておられません。要するに301位から1,404位までの中におけるということなんですけれども、個別にデータをいただくことができまして、申し上げますと、全国で582位です。点数につきましては716点、満点が6,820点ということになっておりますので、その中で、全国平均が713.6ということからいいますと、ほぼほぼ平均的な議会であるというように考えられます。

今後、ランキングですけれども、中身としては議員提案の議案の数がどれくらいあるのかとか、広報活動、それから、ICT化、女性議員の割合、それが情報共有、住民参画、機能強化と3つの分野別にランキングという形になっております。

実は、これは公表されてから説明があるのですが、毎年何か一つテーマを決めてされております。去年、2020年の関係の分につきましては、コロナ禍でありました、外へ皆さんなかなか出られないと。議員として、住民意見をどうやって集めたのか、集めたことを持ち寄って話し合っているか、それをもとに意思決定をしているかどうかというところがメインのテーマになっておるようでした。もう一つ前の年、令和元年になりますけれども、そのときは、議会のICT化、それから、タブレットの導入のところがメインになっていたようであります。

先ほど議員のほうからも話がありましたように、宍粟市議会、割と上のほうにおったわけなんですけれども、最高位63位とか、そこら辺だったと思いますが、令和元年からぼんと落ちました。それは、ほかの議会がICT化でタブレットの導入をされたと。それだけで何百点という点の差が開きますので、それによって300位以下に落ちたというところでもあります。ほかの議会も同じようなこともやっておりますので、同じことをやってもなかなかそういう順位も上がるものでもないということにはなるかと思えます。

このランキングにつきましては、去年の中でいいますと、オンラインの会議をされたかどうかとか、いわゆる議会のデジタルトランスフォーメーションというんですか、ができていくかどうかと。タブレットを持ったとしても、ICT化するにしても、そのツールの活用だけじゃなくて、議会そのものを見直すと。それから、住民との関係性をどういうふうに、こういうふうに対面ではできないということですので、どういうふうに変化させたかというところが評価の対象となったというふうに聞いております。

580位というところで、ほぼほぼ真ん中なんですけれども、議会改革につきましては、このランキングを上げるためにするものではございませんので、参考ということでお聞きいただければなというのがまず一つでございます。

2点目のその改革が進まない理由ということでございますけれども、先ほど言いました中でも、もう一つ前の年度、要するに令和元年のところでも話題になるICT化タブレット、そこにすら、申し訳ないんですけども、うちは至っていない。内容につきましては、やはりもっと議論を進めていただきたい、皆さんで話し合いをしていただきたいと。それで、合意形成というんですか、そこへ持っていくような形をどんどんどんどんしていただけないかなというふうに感じております。

事務局からこうでしょうか、ああでしょうかというような提案ということもあるかもしれませんが、中にはそれはちょっと押しつけのように印象づけになっても具合が悪いと。議会の改革というのは、残念ながらこの16名の方で話し合った中で決めていただくことやと思います。意思決定があったものにつきましては、議会として、意思決定があったものということにつきましては、我々はもうサポートすとか、バックアップを惜しみませんので、ぜひそういう形でやっていただけないかなというふうに期待をいたします。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 丁寧に説明をありがとうございました。確かに一つの目安ということだと思います。それで、何年か前に、数年前までは60位台ぐらいまでいって、広報広聴なんかで、視察でいったら、西脇なんか全国で3位ぐらいとかと非常に進んでおって、そのポイントは住民参画をどういうふうに、住民の意見をどのように聞いて反映しているかというようなことが上位に位置づけられるポイントになっておりましたけど、今、局長からありましたように、全国的にはICTの活用あたりに差が出てきているのかなという感じがあります。もちろん私たちが十分議論していかなきゃいけないんですけども、どうしても外の情報が分からないということもあるので、また事務局のほうからも、いろいろ全国的なそういう状況のお知らせをいただいて、議員の中でもっと議論していくというふうに努めていきたいというふうに思いますので、これからもいろんな情報提供をいただきたいというふうに思います。

○神吉委員長 答弁よろしいか。

次いきます。林委員。

○林委員 私からは政務活動費の交付事業について質疑いたします。

主要施策の成果説明の102ページの上段、それと、部局資料の5ページにちょっと詳しく書いてあるんですけども、この部局資料のほうを見ましたら、政務活動費、議員1人当たり月1万5,000円、年間6万円の交付がされるという制度があるんですけど、これは会派ごとに交付申請するというので、4月に、年度当初に交付申請、毎年しています。それに基づいて交付されて、その執行した金額、それが執行率に跳ね返ってくると思います。それで、この交付申請をした表を見たら、議員16名中交付申請、4月にされているのが6名なんです、16人中6名が交付申請されています。あと10人はもう政務活動費は要らんわということで交付申請されていません。そういうことで、これは執行率には、大分予算から見たら大きく関係してくるところなんです。そうやから、この制度も含めて、交付申請がもう過半数に満たないという状況、これはコロナだけの問題だけではないと思うんです。ですから、そこらの状況を判断して、事務局として、もうほんまにこの事業が必要か、不必要かということも含めてどう判断されておられるか、お伺いいたします。

○神吉委員長 小谷局長。

○小谷議会事務局長 すみません、今の内容なんですけれども、まず、政務活動費に関しましては、地方分権一括法というものです、その分によって、宋栗市では平成23年3月というところで条例が交付された。それ以降に始まっていますというので10年目を迎えるわけなんです。二、三年前からの執行率といいますか、といいますと、元年は18%、もう一つ前の平成30年が30%で、平成29年は24%というような形です。令和2年度につきましては1.8ということになってしまうわけなんですけれども、もともと予算といたしましては、先ほど林委員からありましたように、1名の議員さんにつき、月1万5,000円、年間で18万円と、その16人分ということで288万円という金額をまず一番最初あげさせていただきます。言われるように4月中に交付申請いただかないところにつきましては交付しないということになっておりますので、令和2年度につきましては、確かに2つの会派の6名というような分だけで、あとのところは交付申請がなかったということで交付をしておりません。コロナ禍の中で、どうしても政務活動費といいますと、どこかに視察に行かれて、その旅費関係のようにイメージされることが多いのかもしれないけれども、使い方はもっとほかにもあるわけなんです。例えば会派でつくる会報の発行ですとか、そういうのもどんどんしていただいたらいかがかなというような形もちょっと思うわけなんです。コロナ禍の中で外へ出られんから執行率が悪いというようなことでもないように思います。先ほどありましたように、もう10年たつんですが、そ

れこそ政務活動費が要るのか、要らないのかということも含めて、政務活動費自体でこれがどうなんだということもお考えいただけないかなと思うようなところになります。事務局のほうではこれは要らないものやということで判断するわけにはなかなかいかない思いではありますので、これにつきましても、活発な議論をいただいて、一定のお答えをいただければ大変ありがたいなと思います。

それと、予算化した中で、確かに交付がなかったら、交付申請は年1回ということになっておりますので、不用額なりは補正でほかに回すとか、そういったことも含めて考えていきたいというふうに思います。

政務活動費につきましてはそういう形で今のところは考えております。

以上です。

○神吉委員長 事前の発言通告による質疑は終了しました。この中で関連で追加の質疑がありましたら受けませんが。

山下委員。

○山下委員 それでは、質疑させていただきます。

令和2年度、最初に局長さんから説明がありましたように、マンパワーが足りていない状況の中、頑張ってくださいのわけですが、その令和2年度の中で、改善という方向についての、改善、マンパワーが足りないということで、人員増員とか、その方向についての何かお考えとかはあったのでしょうか。

○神吉委員長 小谷局長。

○小谷議会事務局長 すみません、なかなか答えにくいことにはなろうかとは思いますが、要望なりということはやはりどこの部局もするのではないかなと思います。ただ、極力我々が考えているのは、今いる人数でできることをすると。それで、一番最初に入れたのがA Iと。会議録をつくるに聞きながら打つというのは物すごい時間がかかります。これをA Iにやってもらおうと。それで、余った時間でほかのことをやりましょうというところを考えて、今のところは、令和2年度も取り組んだというところになるかと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

林委員。

○林委員 その政務活動費のところ、月1万5,000円で年間6万円と言うたように思うんです。ちょっと間違っていたので、18万円の間違いです、訂正してください。

○神吉委員長 その数字のところを訂正します。

それでは、議会事務局の審査を終了します。説明職員の皆さん、ありがとうございました。

委員会賛否の確認をこの後行いますので、暫時休憩します。

午後 2時27分休憩

午後 2時55分再開

○神吉委員長 休憩を解き、決算委員会を再開します。

正式な採決につきましては9月28日火曜日の全体会で行いますが、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたいと思います。

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続きまして、第78号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

次に、第79号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

次に、第80号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

次に、第81号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

次に、第82号議案、令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

次に、第83号議案、令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

次に、第84号議案、令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

次に、第85号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

令和2年度宍粟市各会計に係る歳入歳出決算の認定についての参考賛否は以上であります。

これをもちまして、本日の決算委員会を閉会いたします。

副委員長、挨拶をお願いします。

○垣口副委員長 長期間、御苦労さまでした、お疲れさまでございました。

連絡のほうをさせていただきます。

各委員の方は9月21日火曜日、8時半までに事務局へ担当部局のまとめをデータで送信、提供を願います。21日同日火曜日の午後1時半から、全員で報告書に記載する事業等の整理を行った後、22日には正副委員長で報告書案を作成いたします。報告書案は完成次第、皆さんにメールで配信いたします。その案に対する意見があれば、24日の午前8時半までに事務局へメールで提出してください。そして、24日午後1時半、全員で報告書の最終確認を行いますので出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会をいたします。長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 3時00分 散会)